

# 1. 議 事 日 程 (初日)

(平成29年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成29年6月7日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第1号 専決処分(那智勝浦町税条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	6
日程第5	報告第2号 専決処分(那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	14
日程第6	報告第3号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	15
日程第7	報告第4号 専決処分(那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	17
日程第8	報告第5号 専決処分(平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号))した事件の承認について	17
日程第9	報告第6号 専決処分(平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号))した事件の承認について	20
日程第10	報告第7号 専決処分(平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号))した事件の承認について	38
日程第11	報告第8号 専決処分(平成28年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	42
日程第12	報告第9号 専決処分(平成28年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	44
日程第13	報告第10号 専決処分(平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	45
日程第14	報告第11号 専決処分(平成28年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	48
日程第15	報告第12号 専決処分(平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第5号))した事件の承認について	50
日程第16	報告第13号 平成28年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	52
日程第17	報告第14号 平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書	

	について……………	54
日程第18	議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	55
日程第19	議案第47号 那智勝浦町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例……………	56
日程第20	議案第48号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例……………	60
日程第21	議案第49号 平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）……………	62
日程第22	議案第50号 町道の路線認定について……………	75
日程第23	議案第51号 町道の路線認定について……………	75
日程第24	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について……………	78
日程第25	諮問第2号 人権擁護委員の推薦について……………	78
日程第26	発議第2号 那智勝浦町議会事務局設置条例の一部を改正する条例……………	79

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光
11番	森本隆夫	12番	東信介

3. 会議録署名議員の氏名

3番	下崎弘通	5番	石橋徹央
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
教育長	森崇	消防長	阪本幸男
参事 (総務課長)	矢熊義人	教育次長	寺本尚史
会計管理者	榎本直子	病院事務長	下康之
税務課長	三隅祐治	住民課長	田中逸雄
福祉課長	塩崎圭祐	観光産業課長	在仲靖二
建設課長	楠本定	水道課長	村上茂
総務課副課長	仲紀彦		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	網野宏行
事務局主査	青木徳之
事務局主査	疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番中岩和子議長席に着く]

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告をいたします。

なお、報道関係の皆様をお願いをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をよろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成29年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告をお願いします。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） おはようございます。

4月1日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。

前のほうへお願いします。

議員席から見て右側から紹介させていただきます。

会計管理者榎本直子、税務課長三隅祐治、住民課長田中逸雄、町立温泉病院事務長下康之、教育委員会教育次長寺本尚史、議会事務局長網野宏行、消防本部消防長阪本幸男、建設課長楠本定、総務課副課長、選挙管理委員会書記長仲紀彦、水道課長村上茂、そして私、総務課長の矢熊義人でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時33分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3番下崎弘通君、5番石橋徹央君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る6月2日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は、23件です。内訳ですが、報告14件、条例関係3件、補正予算1件、町道の路線認定2件、人事案件2件、発議1件となっております。

会期は、本日7日から14日までの8日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案が1件予定されております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月14日までの8日間にしたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から6月14日までの8日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

6月議会ということですが、番外席のほうが大きく入れかわりました。まだふなれの部分がございますので、何分皆さんの御指導、御鞭撻を先立ってよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、本日、平成29年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告をさせていただきます。

新病院の建設事業につきましては、4月に病院棟の鉄骨工事が完了し、建物の広さや高さが実感できるまでになっております。また、5月には各階の床のコンクリートも打ち上がり、外壁の取り付けもほぼ完了しております。

今後は、内装工事が本格化するとともに、職員住宅棟の建設にも着手する予定でございます。

次に、新クリーンセンター建設について報告いたします。

3月中旬、地元住民の方にクリーンセンター施設の現状を知っていただくため、串本町の宝嶋クリーンセンター施設を視察いたしました。4月には、地元地区に2回目の説明会と、隣接する2つの地区に対し、これまでの経過等について説明会を開催いたしました。説明会で住民

の皆様よりいただきました御意見に対する調査を実施し、説明を重ねた上で、地区住民の方の御理解が得られるよう努めてまいります。

次に、観光関連の報告でございます。

本年のゴールデンウィークは雨もなく比較的安定した天候でありましたが、昨年に比べ曜日の並びが悪く、1日当たりの入り込み客数は宿泊、日帰りともに若干減少しました。

昨年より実施しております新宮港クルーズ客船誘致の取り組みにおいて、日本を代表する豪華客船飛鳥Ⅱやにつぼん丸、ぱしふいっくびいなす等の入港があり、新宮港でのお出迎えや船内へ乗り込んでの観光案内などを実施してきております。ことしに入り、3月から今月まで4カ月連続して飛鳥Ⅱの船内での観光案内を実施してきております。

飛鳥Ⅱにおいては最大乗客数が960人であり、乗組員を合わせると、1回の寄港につき多いときには1,000人以上の方が熊野地方に来訪されます。中でも、本町へのオプションツアーが一番人気であり、さらに紀伊勝浦駅行きのシャトルバスの運行などもある今後も来町者の増加が期待できる新しいツアーであります。関係機関との連携はもとより、町内での受け入れ環境の整備を今後検討してまいります。

次に、会議に付議すべき事件について御報告いたします。

提案させていただいております議件は22件でございます。その内訳は、専決処分の報告12件、地方自治法等に基づく報告2件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、平成29年度補正予算1件、町道の路線認定2件、人権擁護委員の推薦2件となっております。その概要について御説明を申し上げます。

報告第1号から報告第4号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第5号及び報告第6号は、平成28年度一般会計補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、報告第5号については、冷蔵庫建設に係る地質調査業務委託に係るものであり、報告第6号については、歳入におきまして町税、地方交付税、国庫補助金など、歳出におきましては事業費の確定、特別会計への繰出金などの調整によるものであります。

報告第7号から報告第12号は、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、育英奨学金貸与事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計、病院事業会計に係る平成28年度補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費等の確定による調整が主なものとなっております。

報告第13号は、一般会計予算の繰越計算書についての報告であります。

報告第14号は、病院事業会計の繰越計算書についての報告であります。

議案第46号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関係する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第47号那智勝浦町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきましては、行政手続の一部において、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第48号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例につきましては、国のガイドラインの指針により条例の一部を改正するものであります。

議案第49号は、平成29年度一般会計補正予算であり、主なものについては、町営バス運行費、海岸漂着物回収処理事業、子どもの読書活動推進事業などとなっております。

議案第50号及び議案第51号は、町道の路線認定を行うものであります。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員の推薦について議会の同意を求めるものであります。

以上が本議会に提案いたしました22件の概要であります。その詳細につきましては担当課長より説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第4、報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日専決処分をいたしております。

今回の税条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日付で公布されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を31日付で専決処分させていただいたものでございます。

例年、このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしております。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきましては専決処分書の次に関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明はそちらの関係資料のほうでさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。

本則による改正は、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を改正するものです。

以下、条例の改正内容を記載してございます。

資料中、線で囲んだ枠内は主な内容を説明したものでございます。

1番目の枠内をお願いいたします。

第33条は、所得割の課税標準について定めたもので、改正規定については特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

第34条の9第1項は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について定めたもので、改正規定については第33条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。

2ページをお願いいたします。

第48条は法人の町民税の申告納付について、第50条は法人の町民税に係る不足額の納付の手続について定めたもので、改正規定についてはそれぞれ延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うものです。

第61条は、固定資産の課税標準について定めたもので、改正規定については震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定の整備を行うものです。

第61条の2は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業（定員5人以下）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について定めたもので、改正規定については地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定の整備を行うものです。

3ページをお願いします。

第63条の2は、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の割合の補正の方法の申し出について定めたもので、改正規定については居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定の整備を行うものです。

第63条の3は、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税について、固定資産税額の案分の申し出を定めたものですが、改正規定については被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備を行うものです。

第74条の2は、被災住宅用地の申告について定めたものですが、改正規定については被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定の整備を行うものです。

3ページの一番下から4ページにかけて、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について定めたものですが、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

4ページ中ほどをお願いします。

附則第10条の2第17項は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産税の課税標準の特例措置について定めたもので、わがまち特例の割合を定める規定の整備を行うものです。

5ページをお願いします。

附則10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、改正規定については耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定の整備を行うものです。

6ページをお願いします。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例を定めたものですが、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期限を2年延長するものです。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定を新設するもので、軽自動車税のグリーン化特例適用を受けた軽自動車について、自動車制作者等の不正行為に起因し特例適用を受けられなくなることで町への納付不足額が発生した場合には、当該自動車制作者等は当該納付不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を納める義務が発生するものです。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例を定めたものですが、改正規定については特定配当等に係る取得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

7ページをお願いします。

附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するものです。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたもので、改正規定については特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

8ページをお願いします。

附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を定めたもので、改正規定については条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

以下、附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を、第4条で軽自動車税に関する経過措置を定めてまいります。

10ページの枠内をお願いします。

附則第5条による改正は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第9号）の一部改正を行うもので、法律の改正に合わせた改正と、附則第16条（軽自動車税の税率の特例）の改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。



質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 何点かあるんですが、多分今回のこの税条例の一部改正も上位法に基づいて改正される部分が結構あるかと思いますが、1つお聞きしたいんですが、上位法というのは必ず従わないかんもんなんでしょうか。それをちょっとお聞かせください。

もう一つは、この中で町民にとって有利な分があればそれは早くやらなければならないと思いますが、この中で町民にとって不利になるような事案はないんでしょうか。

次、私は前年度、租税法主義の問題について触れましたが、この観点から見て、今回のこの提案、どういうふうに考えておられるのか、そこを専決でされていることについてお聞きしたいと思います。3点です。

もう一つ、済みません、その中で町民にとって不利益になるような税率の変更があると思いますが、それをもしよかったら教えていただきたい。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） ただいま津本議員さんより御質問いただきました件についてお答えしたいと思います。

まず1番目、上位法に従うべきものかということでございますけども、当然上位法のほうで従うべきものとして、本町のほうはこれまでその改正に伴う税条例の改正を行ってまいりました。

そして、2番に町民に対して不利益がないかということでございますけども、不利益というところにつきましてはどれが不利益であるかというのは難しいものと考えておるところでございますが、今回は国の参酌どおりの割合でわがまち特例等も設けさせていただいているところでございます。

3番、専決処分については、今回の場合ですと4月1日からの施行ということになりますので、そちらのほうの施行日にどうしても時間がないものとして専決処分をさせていただいた次第でございます。

4番目の不利益に対しましては、先ほど申し上げたとおりと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、こういう事案は心配なんです。税務課のほうでも町民にとってどれが不利益になってどれが収益が上がるのかそういうことが、我々もこれを見ただけではわからないわけです。それが専決で先にされると。

私、ぱっと何げなく見たときに、これ改正前と改正後の一覧表になったやつで、ページ数は21分の9の裏側です、21分の10になると思いますが、改正前、改正後と書かれたやつ。

例えば、改正前が16、法附則第15条第39号に関する市町村の条例で定める割合は3分の2とする、これが左側にいきますと改正後5分の4となってるわけです、これはふえてるわけです。そういうふうに、具体的にぱっと数字を見たときに疑問に思ったんですが、これによって

例えばどれだけの町にとっての収益が上がってくるのか、そういうこともわからない状況でこういった税の問題がここで出されてくる。

それで、私は前のときにも言ったんですが、租税法律主義の場合には、やっぱり税を変更する場合にはきちんと住民の理解を得るとというのが基本だと思うんです、これがこれまでずっと培われていたいわゆる租税法律主義の基本です。ほんで、町民の代表である議会に対して何ら説明もなく先に決めてしまって、はい、これは上げます、これ下げます、これ問題じゃないですか。僕はこういう税のほう、税務課のほうで今聞きましたけども、どこがどういうことかわかりにくいという状況です。

上位法というのは、地方に対して拘束するものではないと思う、多分大枠を決めていくやつだと思えます。そうしないと地方自治の問題は生かされてきません、その都府県によって全然事情が違うわけですから。東京と和歌山と同じはずがないですよ。ほんなら、当然条例もこの基本としての枠は出されたとしても、必ずそれに基づいてやらなければならないという問題ではないと思います。だから、そういう点ではもう一回、そこらのところを言ってほしいと思うんですが。

だから、これをなぜその3月議会ぐらいのときに臨時でやれないのかと、そこを聞きたいんですが、そのときに出してもらいたいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 議員の御質問のお答えになるのかわからないんですけども、今回の専決につきましてはどうしても時間がないものということで専決処分をさせていただいたところでございます。

以上です。

[10番津本・光君「結構です」と呼ぶ]

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） この上位法の改正に、法律上絶対自治体というのは従わなければならないものか。ほんで、この条例の改正によってうちの税収が上がるか上がらんかという、上がるとなれば町民の負担がふえたということでしょう、それぐらいのことわかるでしょう。

この条例の改正によって、うちの税収が上がるんですか、那智勝浦町の税収が上がるんですか。ほんで、上位法の改正に絶対に従わなあかんという法律で決められたあるんなら専決してでも従わなあかん、でも各自治体でその枠内で決めれるというなら議論する余地はあるでしょう、どうなんですか。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 今回の改正につきましては、御説明させていただいた内容の部分について上位法に基づいて改正されたものでございます。

そして、第61条の2とそれに関する附則第10条の2第17項につきましては、各町のほうで割合を国で定められました税率の範囲内で定められるということで、今回は国の参酌どおりの割合で定めたところでございます。

続きまして、町の税額が減るものかふえるものかにつきましては、それぞれの条例に基づきまして該当するものの増減に伴いまして町のほうも増減するということになるかと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、今回枠内というのはまず上位法の改正に、今回条例改正これせんでもよかったんですか、法律上しなければならなかったのか。ほんで、税収が町民の払うもん、那智勝浦町の税収がこれによって上がるというのは町民の負担がふえたということでしょう。ほんで、上位法の改正の中で、枠内であればここを改正せんでもやれるということじゃないですか。

どうしても、この上位法によって今回の条例改正を法律上しなければならなかったのか。単純に教えてもらったらええですけど。ほんで、それによって那智勝浦町の今の税収が上がるか下がるかぐらいわかるでしょう。下がるとなれば、別に町民に負担はかかってないんかもわからんけど。おかしいですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

上位法律が変わった場合に、その基準となるものが条例でその基準を定めます。議員おっしゃるように、固定資産税100分の1.4とかそういう部分についての取り決めというのは町で決める、それは町長の専決でもないですけども今書かれたような状況になると。ただ、一概にそれで上がるというわけではございませんけれども、その適用範囲というものについての基準をつくっていくということでは、上位法令の基準に沿ってなければそぐわないような形になっていくということでありまして。

ですから、当然それによって地方自治は税収の問題、収入が減ってくれば、不交付団体は別ですけども、三割自治、三割自治と言われる中では、その中でのやりくりをどうやっていくかという範囲をこの中で決められるということになるかと思えます。そういう意味では、現状のままを維持するかどうかというのは、今後の町の運営のやり方によって決まっていくんじゃないかなと。一概に上がるとか下がるとかじゃなくて、ただ上位法律に照らし合わさなければそのやり方はできないということになっていこうかと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、今回の条例の改正は上位法令の中の枠内に達してないから改正するんですね。前のままだでも上位法令の中に入ってあるんやったら改正せんでもいいでしょう。だから、今回のこの条例の改正は上位法の決められた枠の中からはみ出したものやから専決でやったということですね。

ほんで、この条例の改正によって町の税収上がるか上がらんかぐらいわからないんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほども言いましたように、上がるか上がらないかはその時点での基準値、条例の中で定めていく基準値、規則なりで決めるのかどうかわかりませんが、私も詳しいところは。ただ、そういう中では上がるとか上がらんとかというのは今のところ確定していません。

今後、そういうことが運営上、上がる場合も出てくるかもわかりませんが、現状は現状の維持のままだと私は考えております。

〔8番引地稔治君「答弁漏れがある。ほんなら、枠内からはみ出ているということですか、前のやつは。ほんで、今回は枠内からはみ出ているから改正せなあかん」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 上位の法律が改正されるということは、現状にそぐわないという部分が出てきた場合に限ってそういうこと、上位法律が変わってきます。そういう意味で、上位法律が下位の法律に対してそぐわない部分というものを訂正しなさいよという基準になろうかと思えます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 上位法が改正するじゃないですか。これはもう地方自治体、絶対上位法には逆らえないんですか、もう必ずこれに従わなあかんのですか。

ほんで、それはもう法律上違法とされているのか、それやったら必ず上位法を守らなあかんですよ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、上位法に関してはその基準値をつくるわけですから、それにそぐわなければうちの条例とちぐはぐになって当然合わないということが出てこようかと思えます。その意味では、上位法が変われば我々の条例も変更する、改正していくというのが通常かと思っております。

〔8番引地稔治君「罰則はあるんですか」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 上位法に従うべきことにつきましては、法律に基づいて国が地方団体に対して特例措置の実施を求める場合であれば、本町におきましてもその改正をそのとおりにしておるところでございますけれども、地方団体の裁量を認めたほうが効果的な特例措置については、全国一律の特例措置でなく、法律の定める範囲内で地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みというのが地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例として認められておるところでございます。

そちらのほうについては、今回その分に該当するものが61条の2と、それに関する附則第10条の2第17項ということになります。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかにございませんか。質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 済みません、1点だけ教えてほしいんですけど、新旧対照表の10ページの、先ほど津本議員も言われてた15条の39項、3分の2が5分の4になってるというの。簡単にどんな内容か教えていただきたいんですけど。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） ただいまの東議員の質問に対してですけども、先ほど津本議員さんに申し上げたときにすればよかったんですけども、説明がおくれまして申しわけございません。

10ページの第10条の2、18項に対して今回16条のほうが対応しているということで、割合が5分の4というのは変わらないものでございます。

そして、改正前の15から17に対してのものが15条ということでございます。

〔8番引地稔治君「最後の何条と何条が何に当てはまるというのは」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） この改正前は、例えばこの18の15条の42項が改正後は16の15条の19項に変わってあるということでこの下線を引かれてないということですか、そういうふうに把握したらええかな、項が変わってるんかな、これ。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 議員おっしゃいますとおり、項の変更が行われているというものでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。反対討論。

○10番（津本・光君） 今の条例改正についての反対討論を行います。

上位法は、先ほども町長が言われたようにあくまでも基準を示すものであって、これに全て拘束されるものではないはずですが、したがって、私たちはこれが出たときに、仮に上位法であったとしても、この地域によって当てはまるものか、これがうちの地にとって利益になるのか不利益になるのかということも考えながら判断をしていかないと、これだけの多大な量のものが一括でぽんと出されてきたって私たちは掌握し切れないです。これが知らん間に町民にとって不利なような形で出されてきたんだとしたら、これは僕は問題だと思うんです。

だから、前回の昨年6月議会のときも私言いました、租税法律主義というのがあるやない

かと、何でこれを守らない。だから、議会としてはこういう問題が出てきた場合、なぜかといいますとやっぱり税というのは私たち町の行政の基本になる問題です、税の法律がなければ私たちの町民税、県民税の問題もそうですし、国保税の問題を見てもわかりますように全国で違います、一律にはなっていないですよ、それは地域の実情があるからなんです。

だから、我々はこういったことを決めていくときにはきちんと臨時議会、私たちそのために給料をもらっているわけですから臨時議会を開いて、そしてそういう税率の改正についてはきちんと提案をされて、しっかり論議を尽くして町民本位になるようにしていかなければならないと思うんです。

それを税率を決めた、先ほども一部で変更の部分を言いましたけども、そういう仮にいい方向であればいいんですが、その中に悪いものもまじっていることがあります。だから、そこをしっかりと論議をして、議論をして、そして町民にとって利益になるように考えていかなければならないというふうに思いますので、私はこういったものが一括して出されてくることについては反対しますので、反対討論とします。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分（那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第5、報告第2号専決処分（那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

[報告第2号朗読]

那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例は、過疎地域自立促進特別法に基づき一定要件に該当する固定資産を新設、増設した者に対する固定資産税の3年間の課税免除について定めたものでございまして、今回は過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、その対象事業について改正するものです。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第3号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第6、報告第3号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日付で専決処分をさせていただいております。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日付で交付されております。これを受けまして、本町におきましても国民健康保険税条例の一部を改正するもので、本年4月1日からの施行となっております。

次のページに改正する条例を記載しております。

資料としまして、新旧対照表及び関係資料を配付させていただいております。説明は関係資料のほうでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

関係資料をお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しています。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

第24条です。第24条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

枠内です。第24条は、国民健康保険税の減額について定めたもので、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27万円に改め、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を49万円に改めるものです。この減額につきましては、被保険者の均等割額及び平等割額について行うものです。

以下、附則としまして、第1項で施行期日を、第2項で適用区分を定めています。

附則です。附則1項、この条例は平成29年4月1日から施行する。

2項、この条例による改正後の那智勝浦町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~



日程第7 報告第4号 専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第7、報告第4号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君） 報告第4号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

今回の那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）が平成29年3月29日に交付され、平成29年4月1日より施行されることに伴い、本町におきましてもこれを受けまして那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、同じく4月1日から施行するものでございます。

改正の内容につきましては、当該条例の一部を改正する条例、関係資料といたしまして新旧対照表をつけさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第5号 専決処分（平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））し

### た事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第8、報告第5号専決処分（平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 報告第5号専決処分（平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月21日専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。1ページです。

平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億5,847万2,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の規定となっております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10地方交付税と款15県支出金の補正で、歳入合計は補正前の額93億4,625万7,000円に、補正額1,221万5,000円を追加し、計で93億5,847万2,000円とするものでございます。

3ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

款5の農林水産業費の補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところに翌年度に繰り越しをお願いするもので、水産鮮度保持施設整備事業1,221万5,000円を追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、このページの歳入及び次の6ページの歳出のそれぞれの補正額は1,221万5,000円の増額でございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますけれども、国県支出金で610万7,000円、一般財源で610万8,000円の増額となっております。

7ページをお願いいたします。

総務課の関係の歳入でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額610万8,000円を増額し、計で30億3,326万5,000円とするものでございます。

総務課の関係は以上で、県支出金と歳出については観光産業課より説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明させていただきます。

7ページでございます。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節17漁業経営構造改善事業費補助金の610万7,000円につきましては、事業費の2分の1の国費を県経由で受け入れるものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目4漁業経営構造改善事業費、節13委託料の1,221万5,000円につきましては、新冷凍冷蔵庫建設予定地の地質調査業務委託でございます。この事業につきましては29年度に予定しておりましたが、国の補助金の関係で早期の予算計上が必要となったものでございます。国及び県と調整をしておりましたが、国の御指導で28年度中の契約が必要となったため、専決をさせていただいております。今後はこのようなことのないよう、十分調整をさせていただきたいと考えてございますので、御承認のほどよろしく願いいたします。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） これは専決してあるということで、もう地質調査というのは今現在始まっているのか、もう結果が済んで、何分あそこ地盤が悪いんやないかなという心配があったものですから。その結果がもし出たあるんなら、どのような結果が出たのか教えてください。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

調査のほうは4月から入っております、現在調査中ということで、結果のほうはまだ出ておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 地質調査業務委託費ということですが、この金額になった根拠と経緯の説明を求めます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

このボーリングの金額、地質調査の金額ということでございますけれども、ボーリングする数等々で建設課のほうで試算していただきましてこの金額を算定してございます。

そして、この専決になった経緯ということで、先ほども説明させていただきましたけれども、国の基金というものがございまして、そちらの補助金がこの年度中に県のほうにおりてきておりまして、それを繰り越すことができないということで28年度中の契約にしなければならないので専決になったということでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時42分 休憩

10時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第6号 専決処分（平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第9、報告第6号専決処分（平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊さん。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 報告第6号専決処分（平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日、専決処分をいたしております。

1ページのほうをお願いいたします。

平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,576万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,270万8,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款1町税から、1枚めくっていただき、4ページの款21町債まで、次の5ページの歳入合計で補正前の額93億5,847万2,000円に、補正額で3億1,576万4,000円を減額し、計で90億4,270万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から、7ページの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。

承認いただいている事業の追加分として庄地区避難用地購入事業1,000万円と、変更分として町立温泉病院事業会計繰出金4億6,560万円を4億7,560万円に変更するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的欄中、公共事業等から一番下の過年補助災害復旧事業まで、借入限度額の確定により、計の補正前の限度額19億3,686万4,000円から8,440万円を減額して、補正後の限度額を18億5,246万4,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括、歳入でございます。

款1町税から、次のページの款21町債まで、歳入合計で補正前の額93億5,847万2,000円、補正額は3億1,576万4,000円の減額、計で90億4,270万8,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款12諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。補正額の財源内訳は、国庫支出金で5,776万4,000円の減額、地方債で8,440万円の減額、その他で2,555万6,000円の増額、一般財源は1億9,915万6,000円の減額となっております。

15ページをお願いいたします。

総務課の関係でございます。

歳入でございます。

款2地方譲与税から、2枚めくっていただきまして、18ページ、款11交通安全対策特別交付金まで、それぞれの額の確定により補正をお願いしております。

そのうち、18ページの上段の款10地方交付税につきましては、補正額が1億5,387万7,000円で、計で31億8,714万2,000円となっております。内訳といたしましては、普通交付税が27億5,503万9,000円、特別交付税が4億3,210万3,000円で、前年度と比較いたしまして3,164万7,000円、率にいたしまして1.0%の減少となっております。

20ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補正額220万円の減額は、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、補助金の確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、補正額104万2,000円の増額は、節4県移譲事務市町村交付金で、交付金の確定によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金346万8,000円の減額、節2まちづくり応援基金寄附金1,209万9,000円の減額及び節3の災害復興寄附基金寄附金67万8,000円の増額につきましては、寄附金の額の確定によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金及び目2減債基金繰入金につきましては、予算で取り崩しを予定していたそれぞれの基金について、決算見込みにより全額減額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入のうち総務課の関係は、説明欄1行目の県市町村振興協会市町村交付金622万円でございます。交付金の確定によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

款21町債につきましては、目3の衛生債から目10災害復旧債まで、それぞれの起債額の確定により補正をさせていただいております。

27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料120万円の減額は、説明欄記載の委託について実績見込みにより減額させていただいております。

目3財産管理費、節11需用費192万3,000円の減額は、説明欄記載の光熱水費で役場庁舎の電気使用料の実績見込みにより減額させていただくものでございます。

目6電子計算費、節13委託料824万3,000円の減額と、節14使用料及び賃借料637万4,000円の減額は、実績見込みにより減額させていただくものでございます。

目7企画費、節1報酬365万2,000円の減額は、説明欄記載の地域おこし協力隊について未採用また中途採用などにより不用額が生じたため減額させていただくものでございます。

節11需用費1,078万円の減額と、節12役務費122万1,000円の減額は、ふるさと納税に係る謝礼品と郵送料について実績見込みにより減額させていただくものでございます。

32ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目10病院費、節28繰出金4,036万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の町立温泉病院事業会計への繰出金で、事業費の確定に伴い減額させていただくものでございます。

37ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目4水防費、節11需用費191万8,000円の減額は、小匠ダムの電気使用料の実績見込みにより減額させていただくものでございます。

節19負担金、補助及び交付金230万5,000円の減額は、小匠ダム改修工事負担金の確定により減額させていただくものでございます。

38ページをお願いいたします。

目5災害対策費、節13委託料673万円の減額は、下里地区の津波避難タワー設置工事について、設計施工一括方式で実施したことにより設計監理業務委託費に不用額が生じたので減額させていただくものでございます。

40ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費、目1元金146万6,000円の減額と、目2利子2,697万1,000円の減額は、償還額の確定により減額させていただくものでございます。

41ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費5,000万円、目2減債基金費5,000万円、目7公共施設整備基金費8,000万円の増額は、それぞれの基金に積み立てるものでございます。

目5那智の滝源流水資源保全事業基金346万8,000円の減額と、目6まちづくり応援基金費1,209万9,000円の減額は、寄附金の実績見込みにより減額させていただくものでございます。

42ページに、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

今回の町税の補正につきましては、決算見込みにより、款1町税の項1町民税から項5の入湯税まで合計で4,317万8,000円を増額し、町税の総額を15億416万4,000円とさせていただいたものでございます。

4ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料につきましては、261万6,000円を増額して総額を461万6,000円とさせていただいたものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳入の款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人を合わせて2,254万8,000円を増額いたしまして、計5億4,129万9,000円とさせていただいております。内訳につきましては、決算見込みにより個人の現年度課税分で2,113万5,000円、個人の滞納繰越分で357万4,000円を増額、法人の現年度課税分で216万1,000円を減額するものでございます。

次に、項2固定資産税でございますが、決算見込みにより現年度課税分で3,050万7,000円を増額、滞納繰越分で127万3,000円を減額いたしまして、計7億1,674万1,000円とさせていただいたものでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

項3の軽自動車税でございますが、決算見込みにより現年度課税分で143万3,000円を減額いたしまして、計4,925万7,000円とさせていただいております。

項4町たばこ税につきましては、決算見込みにより339万4,000円を減額して、1億1,564万4,000円とさせていただいております。

次に、項5入湯税でございますが、377万7,000円を減額いたしまして、計8,122万3,000円とさせていただいております。

24ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金でございますが、261万6,000円を増額いたしまして、決算見込み額461万6,000円とさせていただいております。

28ページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、節3職員手当等124万円の減額は、職員の超過勤務手当の減額でございます。

節13委託料421万8,000円の減額は、電算システム改修業務委託の事業費確定による減額でございます。

次の目2賦課徴収費、節23償還金、利子及び割引料194万8,000円の減額は、決算見込みによる過誤納金還付金の減額でございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。



○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、補正額112万5,000円の減額は、節2国民年金費事務委託金で、基礎年金等事務費交付金の確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金のうち住民課の関係は、節9重度心身障害児者医療費補助金293万3,000円の減額及び節10ひとり親家庭等医療費補助金72万5,000円の減額で、医療費に係る補助金の確定によるものでございます。

目3衛生費補助金のうち住民課の関係は、節1浄化槽設置整備事業費補助金370万8,000円の減額で、合併浄化槽設置に伴う補助金の確定によるものでございます。

25ページお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入のうち住民課の関係は、説明欄2行目のリサイクル用金属等売払で323万2,000円の減額です。資源化处理分別を行った金属類や古紙類等の売り払い金が見込みより少なかったことによるものでございます。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち節28の繰出金は、説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計への繰出金で9,919万5,000円の減額となっております。国民健康保険事業費特別会計における今回の専決補正予算の収支の調整により、繰出金を減額補正させていただいたものでございます。

目2国民年金事務費は、歳入における国庫委託金の確定による財源内訳の変更でございます。

目8重度心身障害児者福祉医療費、補正額659万4,000円の減額と、次のページの目9ひとり親家庭等福祉医療費、補正額185万4,000円の減額は、医療費確定による減額の補正でございます。

32ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節19負担金、補助及び交付金、補正額2,635万7,000円の減額は、説明欄1行目、環境衛生施設一部事務組合負担金が649万7,000円の減額、説明欄3行目の紀南環境広域施設組合負担金が873万6,000円の減額で、これらにつきましてはそれぞれの組合の決算額に伴う本町負担額の確定による減額補正でございます。

また、説明欄2行目の浄化槽設置整備事業補助金が1,022万4,000円の減額、一番下の単独浄化槽撤去事業補助金が90万円の減額で、これらは申請件数が見込みを下回ったためでございます。

33ページお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費の補正額は3,816万6,000円の減額で、内訳といたしましては、節7賃金149万8,000円の減額、これにつきましては作業員1名の中途退職によるものでございます。

節11需用費525万3,000円の減額は、電気使用料の減少によるものでございます。

節12役務費1,908万2,000円の減額は、通信運搬費で一般廃棄物の運搬料の減少により123万5,000円を減額、手数料では一般廃棄物の処分手数料の減少により1,784万7,000円を減額するものでございます。

節13委託料1,233万3,000円の減額は、ごみ焼却施設運転管理業務委託の精算に伴い減額するものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節区分3障害児通所給付費国庫負担金123万6,000円の増額につきましては、障害児を対象とする児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業と障害児の福祉の向上を図ることを目的とする2分の1の国の負担金で、負担金の額の確定により増額をお願いするものでございます。

節区分5児童手当国庫負担金1,162万1,000円の減額につきましては、児童手当の支給実績見込みに伴う減額でございます。

20ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節区分1地域生活支援事業費補助金778万7,000円の減額につきましては、障害児者等に対する地域での生活の支援を行うもので、補助金額の確定によるものでございます。

節区分4年金生活者等支援臨時福祉給付金396万4,000円の減額につきましても、同じく実績見込みによります金額でございます。

21ページをお願いいたします。

下段の款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節区分5児童手当負担金242万円の減額につきましても、国庫負担金と関連した県の負担金で、児童手当の支給実績見込みによるものでございます。

22ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節区分7地域生活支援事業費補助金160万4,000円の減額につきましては、国費と連動した県補助金で事業実績見込みによるものでございます。

節区分12第三子以降に係る保育料助成事業費補助金126万3,000円の減額につきましては、第三子以降に係る保育料無料化についての県の2分の1の補助金でございますが、事業実績見込みによるものでございます。

続きまして、目3衛生費補助金、節区分3健康増進事業費補助金10万4,000円の増額につきましては、健康教育、相談事業に対する県3分の2の補助金でございます。事業実績見込みによるものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節区分20扶助費、補正額241万円の減額につきましては、備考欄記載の災害見舞金、福祉手当の給付実績見込みによる減額でございます。

目3老人福祉費、節区分8報償費、補正額34万8,000円の増額につきましては、長寿記念品に係る不用額が生じたので減額させていただいたものでございます。

節区分13委託料、補正額342万9,000円の減額につきましては、生活管理指導員派遣事業の事業実績見込みに伴う減額でございます。

節区分20扶助費、補正額627万2,000円の減額につきましては、養護老人ホーム保護措置費の事業実績見込みに伴う不用額の減額でございます。

節区分28繰出金、補正額2,107万1,000円の減額につきましては、介護保険事業費特別会計への繰出金でございますが、介護給付費などの市町村の法定負担分12.5%分などと事務関係経費分でございます。実績見込みによる減額でございます。

目7障害者福祉費、節区分7賃金、補正額218万円の減額につきましては、障害者相談支援員として精神保健福祉士1名の臨時雇賃金を計上しておりましたが、退職により不用額を減額させていただいたものでございます。

節区分13委託料、補正額282万9,000円の減額につきましては、日中一時支援事業の事業実績見込みに伴う減額でございます。

節区分20扶助費、補正額263万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の2つの事業の実績見込みにより不用額を減額させていただいたものでございます。

30ページをお願いいたします。

2段目の目12年金生活者等支援臨時福祉給付金支給費、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額396万4,000円の減額につきましては、平成28年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方を対象として支給したものでございますが、事業の実績見込みにより不用額を減額させていただいたものでございます。

31ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節区分4共済費377万4,000円の減額は、説明欄記載の臨時雇い保育士などに係る社会保険料の減額でございます。

また、節区分7賃金の661万2,000円の減額につきましては、臨時保育士賃金429万2,000円、病休代替保育士賃金71万円、学童保育所指導員賃金161万円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

節区分13委託料3,928万9,000円の減額につきましては、備考欄記載の町外公立保育所入所委

託で327万2,000円、私立保育所運営委託で3,601万7,000円の減額でございます。いずれも実績見込みによる減額でございます。

節区分20扶助費1,525万5,000円の減額につきましては、児童手当の支給実績見込みに伴う減額でございます。

32ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節区分7賃金、補正額252万1,000円の減額につきましては、臨時職員の賃金でございますが、それぞれ勤務日数実績等による減額でございます。一番下でございます臨時管理栄養士賃金につきましては、育児休業によります代替職員として臨時職員を配置しておりましたが、正規職員の早期復職により不用額を減額させていただいたものでございます。

目2予防費、節区分13委託料、補正額360万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の各種予防接種委託の事業実績見込みに伴う減額でございます。

目5健康増進費につきましては、財源内訳の変更でございます。

目6母子対策費、節区分13委託料、補正額137万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の妊婦健診委託の事業実績見込みに伴う減額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料、節3那智駅交流センター使用料の114万1,000円の減額につきましては、入浴施設の実績による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4農林水産業費国庫補助金、節1水産物供給基盤機能保全事業費補助金の690万4,000円の減額につきましては、事業費確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節8農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金の735万円の減額と、節16海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金の138万7,000円の減額につきましても、事業費確定による減額でございます。

次の23ページ目5商工費補助金、節3観光施設整備補助金の400万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業費確定によるもので、2分の1の補助申請を行っていましたが、16.77%の交付決定となったためによる減額でございます。

33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目5那智駅交流センター管理費の280万8,000円の減額につ

きましては、入浴施設のボイラーの燃料費の実績による減額でございます。

次のページ、34ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節1報酬の470万円の減額につきましては、説明欄記載の2件の実績による減額でございます。地域おこし協力隊につきましては、3名の1年分を計上しておりましたが、6カ月雇用が1名、3カ月雇用が1名となったための減額でございます。

節8報償費の600万3,000円の減額につきましては、有害駆除の実績による減額でございます。

項3水産業費、目1水産業総務費、節13委託料の1,169万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業費の確定によるものでございます。海岸保全施設機能保全計画策定業務委託につきましては、当初予定しておりました詳細設計が不要となったため、実績で850万8,000円の減額となっております。漁港施設機能保全計画策定業務委託につきましては、入札差金でございます。その下の海岸漂着物回収処理事業委託につきましては、事業費の確定による減額でございます。当初2カ所を予定しておりましたが、大型流木等の漂着状況から1カ所を実施してございます。

目2水産振興費の1,096万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の水産鮮度保持施設整備事業補助金の事業費確定による減額で、新冷凍冷蔵庫の用地に係る解体工事に対するものでございます。

次のページ、35ページの款6商工費、項1商工費、目2商工振興費の241万円の減額につきましては、空き店舗活用事業補助金の確定による減額でございます。当初2件分の予算を計上しておりましたが、実績は1件で、改修費用200万円と家賃補助4カ月分を補助しております。

項2観光費、目1観光総務費の253万5,000円の減額につきましては、町観光協会補助金の確定による減額でございます。減額の要因の主なものといたしましては、事務局長不在の期間の人件費に係るものでございます。

目2観光振興費につきましては、県補助金の確定による財源内訳の変更でございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

歳入でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料、補正額5,134万5,000円を増額させていただきました。内訳につきましては、節区分4建設残土処理場使用料でございます。当初予算では、受け入れ土量を年間8万立方メートルで計上しておりましたが、受け入れ土量の増加により2万6,412立方メートルの使用料を増額させていただきました。

20ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、補正額279万8,000円を増額させ

ていただきました。内訳につきましては、節区分1社会資本整備総合交付金でございます。説明欄記載の家賃低廉化事業の額の確定による増額です。

続きまして、目8災害復旧費国庫補助金、補正額185万9,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。説明欄記載の井谷1号線道路災害復旧事業の額の確定による減額でございます。

23ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目6土木費補助金、補正額105万1,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分1道路事業補助金の額の確定による減額でございます。

27ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、補正額453万2,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の地籍調査測量業務委託及び地籍情報管理システム保守委託の額の確定による減額でございます。

36ページをお願いします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、財源内訳の変更のみであり、補正前の額に変更はございません。

続きまして、目2大谷地区残土処理場整備事業費につきましても財源内訳の変更でございます。

同じく、36ページ下段です。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費につきましても、説明欄記載の財源内訳の変更でございます。

40ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費並びに目2公共土木施設災害復旧費につきましても、説明欄記載の財源内訳の変更でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君） 消防関係につきまして御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節区分1雑入の説明欄3行目記載の消防団員公務災害補償共済、補正額619万1,000円につきましては、補償共済額確定に伴う減額でございます。

37ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費の補正額275万4,000円の減額について御説明いたします。

節区分3職員手当等につきましては、超勤手当支給額の確定に伴う95万7,000円の減額でございます。

節区分11需用費につきましては、電気使用料支払い額の確定に伴う179万7,000円の減額でございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費の補正額1,050万9,000円の減額につきまして御説明いたします。

節区分1報酬につきましては、消防団員の年報酬及び出勤手当の支払い額が確定したことに伴う430万5,000円の減額でございます。

節区分5災害補償費につきましては、療養補償費及び休業補償費の支払い額に伴う149万6,000円の減額でございます。

節区分8報償費につきましては、支払い額の確定に伴う470万8,000円の減額でございます。次の行をお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節区分18備品購入費につきましては、水槽つき消防ポンプ自動車整備に係ります支払い額の確定に伴う116万円の減額でございます。

消防関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係です。

26ページをお願いします。

款21町債、項1町債、目7教育債、節1過疎対策事業債の減額は、色川小中学校統合施設整備の事業費確定に伴うものです。

歳出です。

38ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節15工事請負費123万4,000円の減額は、教育センター便所改修工事の事業費確定によるものです。

続きまして、39ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費462万9,000円の減額のうち節7賃金230万円の減額は、支援教員の勤務実績に伴う減額です。

節11需用費232万9,000円の減額は、小学校6校の光熱水費の実績に伴う減額です。

目2教育振興費、節20扶助費129万1,000円の減額は、就学援助費の実績に伴う減額です。

目3色川小中学校統合施設整備事業費は、事業費確定による財源内訳の変更です。

項3中学校費、目1学校管理費268万7,000円の減額のうち節7賃金135万3,000円の減額は、支援教員の勤務実績に伴う減額です。

節11需用費133万4,000円の減額は、中学校4校の光熱水費の実績に伴う減額です。

教育委員会の関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時47分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 1点だけお伺いします。

後ろから2枚目、41ページをお願いします。

項2の基金費の中の目5那智の滝源流水資源保全事業基金費の中で346万8,000円の減額の確定ということですが、当初は1,861万5,000円だったと思います。ですから、寄附金が28年度1,500万円ほどということになります。また、平成27年の決算では2,450万円あった、そうした中で約1,000万円ほど落ちております。この1,000万円落ちたという中の要因はどのようなものがあるのかお聞きしたいと思います。

また、寄附金の1,500万円のうちの寄附金の額が決まっておるとしたならば、その寄附金をいただいた件数は何件ほどあったかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊さん。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

基金費の那智の滝源流水資源保全事業基金に関する質問でございましたと思います。それで、実績なんですけれども、平成28年度の実績につきましては346万8,000円の減額ということでは1,556万7,000円ほどの実績になります。

そして、件数はですけれども、875件の件数がございます。これはふるさと納税の件数でございます、あと残り募金箱に入っている件数もございますので、その分は少しあります。

そして、主な減少の原因なんですけれども、やっぱりふるさと納税の寄附金が減ったということが主な原因になっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） それでは、ふるさと納税が減ってきて1,000万円ほどということですが、見込みとして今後どのような形になっていくのか、まだ減っていく可能性があるのかどうか気になるんですけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

今後の見通しということの質問でございます。確かに27年度から28年度に関して減っております。今回、29年度におきまして、また違う体制ということで他の民間業者へも委託しながらこの増額を図っていきたいと考えております。他市町村の状況を見ましたらふえている状況でございますので、本町もそういうような状況になるのかなと思いますけれども、今後委託して



いくということで、また状況を見ながら御報告させていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 当然、平成29年度の当初予算では2,145万円という予算を組まれていると思います、寄附金の中で。ですから、今総務課長言われたようにそういった努力を積んで、ぜひとも基金を絶やさず上乗せしていただきたいと、このように思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 今後も寄附金の増額に向けて取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 2点質問をさせていただきます。

1点目は、31ページの児童措置費のところでは節13の委託料、これで私立保育所運営委託となっているんです、これが金額が大きいのでどういう内容なのかなということを一つ教えていただきたい。

それから、41ページの基金費のところですが、目1の財政調整基金の補正額5,000万円と出ているわけです。これ本年度予算額の当初は247万4,000円ですよ、これが何で5,000万円なんだろう。それで、その前の年は、昨年度です、これは前も私このときに問題にしましたが1億5,000万円の基金に積み立てがあるんです。この場合も、出された当初の予算額は247万4,000円です、その前の年は247万2,000円です。こういう予算額を上げていながら、なぜ1億5,000万円とか5,000万円とかこういう金額が積み上げられてくるのか。教えていただきたい。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 予算書31ページの児童措置費の委託料に係る御質問でございます。

私立保育所運営委託費の減額についてでございますが、こちらにつきましては当初私立保育所につきましてはわかば保育園95人、天満保育園65人、それから町外におきます私立保育所ということで10人で実質見込んでございました。それが、今年度実績見込みにつきましては、実質月平均7人の減ということでございます。そのような形で3,600万円ほどの減額となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 諸支出金の基金費についての御質問だと思います。

財政調整基金についてですけれども、補正前の額247万4,000円につきましては、当初予算時は基金の利息分のみ積み立てる予算を計上しております。当初予算では基金のほうを取り崩すというような予算も計上しております。そして、今回の補正額においては交付金初め留保財源といいますかそういうものを今回積み立ててございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 済みません、そしたら月平均で7人減ということは、年間通したら84ということでしょうか、それでそんだけの費用が出てくるわけですね。それが1点。

それから、僕は今回の一般会計のこの補正予算を見ましても、いわゆる減額修正が多いです。結局余ってきた、余ってきたというのがかなり積み上げられている。それが僕は見てまして予算操作をしているのかという感じがしてなんのです。いろいろあったとして、何で年末になりましたら1億5,000万円のが出てきたり5,000万円が出てきたり。

ほんで、前の去年度の分1億5,000万円のいわゆる基金の積み立てありますが、これにしても、僕はそのときも言いましたが、ほんなら保険料で浮いた分どんだけって5,000万円と言ったんです、5,000万円。そしたら、1億円ぐらいの金は浮いてきているわけです、年間の予算の中で。これ僕問題だと思うんです。税金を上げてきたら、やっぱり税金はしっかり返していくというのが基本だと思うんです。ところが、僕それを見たときにこの三角、三角でいっぱい出てきて、非常に不思議に思うんです。そしたら、もう少ししっかりとした予算を組んであればもっと先が見えるん違うかというようなこともありますので、その点はどうぞお考えなのか聞かせていただきたい。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

減額が多いというような議員さんの質問でございました。当初予算時の歳出においては、歳出の見積もりをとりまして予算を組んでいるわけですがけれども、実績に合わせまして今回減額するものは減額させていただいております。そして、この減額させていただいたものの余剰金につきましては不用額等、また先ほど言いました交付税なり交付金の留保財源といいますかそういうものを基金のほうへ積んでいるというようなことになってございます。

歳出予算についてはそれぞれ見積もりをとりながら計上しておりますので、そういうことで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 先ほどの委託料の件でございます。不明瞭な説明で申しわけございません。

私立保育所につきましては、当初見込み延べ人数でございますが2,040人、年間ベース延べ人数で2,040人の見込みでございました。今回、実績見込みによりますところによりますと1,705人という形でございます。その関係で延べ人数235名ほどの減ということで3,600万円ほどの減額となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私ら町におりましてよく聞くのは、結局いろんなこと頼んでもお金がない金がないというてあかん言われるということをよく聞くわけです。昨年度まで27億円の財政

調整基金を積み上げられてますね、それ間違いないですね。だから、その上にまたそういうふうにして、それ一体何のために積み上げていくのかと。前にも言いましたけども、これからのいろんな大きな大型事業のほうにつき込んでいくか知りませんよ、けども町民から集めた税金はしっかり町民に返していくというのが税の基本でしょう。そのことを抜きに毎年多額の金額が積み上げられていく、そして財政は健全健全やというて、一方では財政がないということも聞かれるので、そこらあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

27年度末の残高ですけれども、財調、減債、それから公共施設合わせまして25億5,400万円ほど積立基金がございます。また、28年度末では1億8,000万円ほどこの3つの基金に積み立ててございます。残高としては28年度末で27億3,600万円程度の基金になります。

先ほど言いましたとおり、今後病院初め大型事業がございます。その償還も後年度で発生してきますので、そういったときにこういう基金で補っていくというような感じで現在積み立てているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 27ページの企画費の中の需用費で、これ1,078万円ですか、消耗品費って書かれていて多分説明がなかったと思うんですけど、これ消耗品費でこのぐらい出てくるものなのか説明をお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

企画費の需用費の消耗品の件で、この消耗品はふるさと納税の謝礼品に係るものでございまして、当初予算では3,000万円ほど計上してございました。実績では約2,000万円ほどの実績になりました。そういうことで1,000万円程度減額したということです。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません、1点だけ。

歳入のほうで3ページ、地方消費税交付金なんですけど、約5,000万円近いお金が減額になったんですけど、どうでしょう、15%、16%ぐらいですか、これは景気の低迷によるもので、これぐらい経済が冷え切っている状態を示してあるのかとそういう考え方もありますけど、これ大きいですね。今後、来年度、再来年度とことというのはなかなか減り続けるようなおそれがあるんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 地方消費税交付金についてのお尋ねだと思います。

補正額は減額の4,904万2,000円ということで、当初予算3億1,000万円については前年度の実績に基づきまして見込みで計上してございました。そして、今回は実績が確定しましたのでこのような減額補正になっております。今後の状況につきましては、こちらもどういう状況になるか今のところ把握できておりませんが、今後国等の情報があれば、また逐次報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 25ページ、諸収入、4 雑入、雑入のリサイクル用金属等売払のところマイナスですねこれ、323万2,000円。この28年度予算のほうでは700万円の予算で、多いとき、これ前だったら1,300万円ぐらいだったのがかなり下がってきているので、いろんなところと比べてみてどれぐらい下がっているのか、ほかの買い取り、そこら辺も。ほかの自治体とも比べて出しているかどうか、売り払いの業者。お伺いします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） リサイクル用金属等売払に関する御質問です。

リサイクル用金属等売払につきましては、平成23年度約1,100万円の収入がありました。そこをピークとしまして、年々減少しているという状況でございます。平成27年度につきましては352万5,000円、28年度につきましても大体そのぐらいになる見込みでございます。

他市町村との比較ですが、今現在町外のリサイクル取扱業者のほうに参考として見積もりを今依頼しております。これを見ながらまた今後検証していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 1 点だけお尋ねします。

この説明の中で23ページの観光施設整備補助金、三角の400万1,000円、この関係なんですけれども、その補助率が課長の説明では16.77%と、交付決定、本来2分の1以内という補助率なんですけれども、これを見たら6分の1ぐらいですか、余りにも低いんでその理由だけお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

観光施設整備補助金でございますが、議員おっしゃいますとおり基本的には2分の1以内ということで、申請時には全ての事業が2分の1で各市町村から申請されてございます。そして、和歌山県のほうでも枠がございまして、その枠の中で振り分けておるわけでございますが、ここ最近につきましてはトイレの整備事業等は2分の1必ずついておるような状況でござ

いまして、その他の事業の振り分けについて県の予算の関係で振り分けた結果、こういうふうな少ない充当率となっているようでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） この一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

先ほども言いましたが、昨年6月議会で国保の特別会計補正予算1億7,500万円、そのうちの1億5,000万円が財政基金に回された。そのうちかどうかわかりませんが、数字からいえばそうなることも考えられる。そして、今年度ですが、今年度もやはり先ほどの、またこれからの審議に入りますが、6,800万円ほどのいわゆる一般減額修正がされています。ほんなら、そのうちの5,000万円が財政調整基金に入っていると。

結局、町民の部分に一定しわ寄せいった部分がそういうふうになり積み上げられて、そしていわゆる大きな公共事業のほうにどんどんどんどん回されていく。一方で、町民に犠牲を強いて大きなそういう公共事業のほうに投資をしていく。これは町民の生活を圧迫しているものであって、町民の将来に明るい未来をつくっていくという町長が掲げている公約からも大きく離れてしまうというふうに思います。

したがって、この一般会計補正予算に対して反対といたします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 報告第7号 専決処分（平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第10、報告第7号専決処分（平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 報告第7号専決処分（平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

その次のページの1ページをお願いいたします。

平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,851万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,156万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては一般被保険者療養給付費などの費用の確定による減額補正と、また歳入においては費用の確定等に伴う国庫支出金等の特定財源の補正、また国税の決算見込みによる補正と、これら歳入歳出予算額の調整による一般会計繰入金の補正を行うものです。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

款1の国民健康保険税から款10の繰入金まで、歳入合計で補正前の額30億9,007万6,000円に補正額で6,851万2,000円を減額し、計で30億2,156万4,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款2の保険給付費から款8の保健事業費まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は減額の6,851万2,000円でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金の合計が3,436万9,000円の増額、その他843万1,000円の減額、一般財源は9,445万円の減額となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税、補正額1,210万3,000円の増額及び目2 退職被保険者等国民健康保険税、補正額735万8,000円の減額は、説明欄記載の医療給付費分から介護納付金分まで決算見込みにより補正するものでございます。この要因といたしましては、当初予算編成時における一般及び退職被保険者数の実績との相違、また収納率の見込みが増加したこと等によるものでございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金、補正額641万2,000円の増額及び目3 特定健康診査等負担金、補正額13万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の一般保険医療給付費負担金、介護納付金負担金、また特定健康診査に係る国庫負担金の額の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金、補正額667万8,000円は、説明欄記載の普通調整交付金、特別調整交付金の額の確定によるものでございます。

款5 療養給付費交付金、項1 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金、補正額843万1,000円の減額は、療養給付費に対する社会保険支払基金からの交付額の確定によるものでございます。

款7 県支出金、項1 県負担金、目2 特定健康診査等負担金、補正額13万1,000円の減額は、特定健康診査に係る県負担金の額の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

款7 県支出金、項2 県補助金、目2 財政調整交付金、補正額2,154万1,000円は、説明欄記載の普通調整交付金、特別調整交付金の額の確定によるものでございます。

款10 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額9,919万5,000円の減額は、主に歳入における国庫支出金及び県支出金の増額、また歳出においては保険給付費の減額が要因となり、法定外繰入金を減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、国県支出金の増額に伴う財源内訳の変更でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費から目5 審査手数料まで、補正額の計は5,835万1,000円の減額で、保険者負担分の確定により減額補正させていただくものでございます。

10ページをお願いいたします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費、補正額526万5,000円の減額及び目2 退職被保険者等高額療養費、補正額190万7,000円の減額は、費用の実績見込みによるものでございます。

款3 後期高齢者支援金、項1 後期高齢者支援金、目1 後期高齢者支援金については、財源内訳の変更でございます。

11ページをお願いいたします。

款6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金につきましては、財源内訳の変更でございます。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目2 保険財政共同安定化事業拠出金については、財源内訳の変更でございます。

款8 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費の補正額298万9,000円の減額は、説明欄記載の健診委託について、事業費の確定により不用額を減額したものでございます。

12ページをお願いいたします。

項2 保健事業費、目1 保健事業費については、財源内訳の変更でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 済みません、教えてほしいんですが、この中で6,800万円減額された中で実際国税による収入で、例えば前回と比較してプラスになったというのはこの上のこれでよろしいんですか、1の国民健康保険税のところでは補正額が474万5,000円と出てるんですが、この6,500万円のうち、大体国税で占めている割合は先ほどの1番のそれで考えてええものなのか教えてもらえますでしょうか。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 国民健康保険税につきましては、今回の専決補正額で474万5,000円の増額となっております。内訳としましては、一般被保険者国民健康保険税で1,210万3,000円の増額、また退職被保険者国民健康保険税で735万8,000円の減額となっております。これについては、当初予算の編成時における被保険者数であったり、そしてまた収納率であったりというところの数値が実績と異なった部分がございます、それによる補正でございます。

その保険料を合わせて、その他の国庫支出金、県支出金等の特定財源の増額補正もございましたので、それらを合わせて全体として減額の補正となっているものでございます。

主な減額要因といたしましては、1月から3月における療養給付費保険者負担分が予想より伸びなかった、少額であったということが原因でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 昨年ときには総務のほうからこの予算の最後のこの6,800万円ですか、去年は1億5,000万円、7,500何ぼって私が言ったときに、このうちの保険税の分は5,000万円というこういう形で返事が来ましたので今確かめをさせていただいたわけです。

以上、そういうことで、今の説明わかりましたが、そしたら療養費のほうは昨年度から見たらちょっと減っていると、1月から3月期では昨年度と比べて減っているということなんです



ね。療養給付のほうは、先ほどの1月から3月、予想よりも少なくなったという回答があったんですが。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えいたします。

3月の補正におきまして、1月時点での保険給付費の平均給付額等を参考に1度補正をさせていただいております。その後、原因につきましては少しつかみかねている部分もあるんですが、予定よりも給付が伸びなかった、インフルエンザ等の流行がなかった等も、そういったことによるものかそのあたりはわからないんですけども、給付が伸びなかったということでございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほどの一般会計補正予算のときも言ったんですが、両方ともやはり減額修正されたところが、約それに似た金額が財政調整基金のほうに積み立てられているということをおもうんです。したがって、こういったことが続いていけば、先ほども言いましたように結局は住民に負担で、原因には僕は国保税が、国保料のそれでかなり浮いてきた分が出てくるというのは、1つは税率を上げ過ぎたか、2つ目は患者数が減った、そういったことが、ほんでそれが逆に療養給付費が減ったというのと、それから患者数がふえたというようなことが出てくるわけですけども、結局そういうことが具体的に明らかにされずに大体積み上げられていっているということは、そういう予算の組み方に対して非常に私は疑問を感じます。

前にも言いましたように、町民生活のどこかに犠牲を強いながらやっていくことについては、私は町民負担につながり、地域経済の活性化じゃなくて逆に落ち込みにもつながってくると思います。

最近は一歩の値上げ等も出てきましたし、夏を迎えて大変な時期に、そういうときにきちんと国保のそういう会計でした分は町民に還元をしていくということも含めて考えていかなければならないと、前にも言いましたが5,000万円であれば1人に対して1万円ぐらいの還元ができると、これがもし1億5,000万円であれば3万円ぐらいの還元ができるとこういうふうになってきますので、やはり町民の生活を少しでも暮らしを豊かにしていくことを考えて、私はこの国保会計の補正については反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第8号 専決処分（平成28年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第11、報告第8号専決処分（平成28年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 報告第8号専決処分（平成28年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

その次のページの1ページをお願いいたします。

平成28年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,330万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、保険料の算定基礎である被保険者の所得について所得更正が延べ9件発生したことに伴い、過誤納付となった保険料の還付に関する予算が不足したもので、歳入においては過年度の後期高齢者広域連合納付金に還付が生じたためこれを受け入れるものとし、また歳出においては所得更正により過誤納となっていた被保険者にこれをお返しするものであります。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

款4の諸収入で27万2,000円を増額し、歳入合計で補正前の額4億3,303万1,000円から、補

正後で4億3,330万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款3の諸支出金で27万2,000円を増額し、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額とするものです。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は27万2,000円でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、一般財源27万2,000円を増額となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款4諸収入、項2雑入、目1雑入、補正額27万2,000円は、説明欄記載の保険料還付金、還付加算金で、過年度に係る後期高齢者広域連合納付金の一部について返還を受け入れるものでございます。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、補正額27万2,000円は、説明欄記載の過誤納金還付金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 反対討論を行います。

後期高齢者の給付のこういう高齢者の保険料の問題ですが、これ全国的に見たら今2008年ほどからV字回復で黒字経営が全国的には続いているという報告が、私勉強してきたところでは聞いております。そういったことの中で、やっぱり町民負担を軽減させるために少しでも還元の措置をとっていき、返していくということはすべきだと思います。

よって、反対といたします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第8号において原案のとおり承認することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第9号 専決処分（平成28年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第12、報告第9号専決処分（平成28年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 報告第9号について御説明申し上げます。

専決処分（平成28年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

1ページをお願いいたします。

平成28年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ813万3,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款4繰越金から款5諸収入まで、歳入合計、補正前495万3,000円、補正額318万円の増額で、計813万3,000円です。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款2奨学金貸与事業費までの歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額318万円の増額で、合計813万3,000円となっています。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額68万4,000円は、前年度繰越金です。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入、補正額249万6,000円の増額は、2名から一括の返済を受けた分が主なものとなっております。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金、補正額498万円は、奨学基金に積み立てを行うものです。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費、節21貸与金、補正額180万円の減額は、貸し付けの実績による減額となっております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第10号 専決処分（平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第13、報告第10号専決処分（平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特

別会計補正予算（第4号）した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 報告第10号について御説明申し上げます。

報告第10号専決処分（平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いいたします。

平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,658万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,190万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款3国庫支出金から款7繰入金まで、歳入合計、補正前の額20億7,848万5,000円、補正額6,658万3,000円の減額で、計20億1,190万2,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費と款2保険給付費の歳出合計は、歳入合計と同額の20億1,190万2,000円でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額6,658万3,000円の減額で、合計20億1,190万2,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節区分1調整交付金614万3,000円の減額につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため交付されるもので、実績見込みによるものでございます。

目2地域支援事業交付金、節区分2地域支援事業包括的支援事業等交付金435万5,000円の減額につきましては、包括的支援事業の39%相当分でございます。実績見込みにより減額させていただくものでございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節区分1介護給付費交付金2,898万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の社会保険支払基金交付金で、給付費の実績見込みによる減額でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金、節区分1 介護給付費負担金384万9,000円の減額につきましては、介護予防給付費に係る保険給付費の実績見込みによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金、節区分2 地域支援事業包括的支援事業等交付金217万8,000円の減額につきましては、国費に連動する包括的支援事業の19.5%相当分で、実績見込みにより減額させていただくものでございます。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節区分1 介護給付費繰入金1,586万4,000円の減額につきましては、保険給付費、介護予防事業費などの市町村の法定負担分12.5%分で、給付実績見込みによる減額でございます。

節区分2 その他一般会計繰入金520万7,000円の減額につきましては、介護保険事務関係経費に係るもので、実績見込みによる減額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節区分25積立金3,501万7,000円の増額につきましては、介護保険給付費実績見込みに伴うものでございます。介護給付実績が想定より少なくおさまったことなどにより生じた剰余金を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

款2 保険給付費、項1 保険給付費、目1 居宅介護サービス給付費、節区分19負担金、補助及び交付金6,114万円の減額につきましては、説明欄記載の居宅介護サービス給付費の給付実績見込みによる減額でございます。

目2 施設介護サービス給付費、節区分19負担金、補助及び交付金、4,046万円の減額につきましては、説明欄記載の施設介護サービス給付費の給付実績見込みによる減額でございます。

9ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項2 高額介護サービス費、目1 高額居宅介護サービス費及び目2 高額施設介護サービス費につきましては、財源内訳の変更でございます。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援等事業費、目1 包括的支援等事業費につきましても、財源内訳の変更でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほどからもうずっとこういう手の問題には反対討論をしているんですが、国保税と同様に当初の予算、大幅に減額修正されています。したがって、私はこういった分については町民に還元していく方法をとるべきだというふうに訴えまして、反対討論といたします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第10号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することを決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第11号 専決処分（平成28年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第14、報告第11号専決処分（平成28年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 報告第11号専決処分（平成28年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について御説明いたします。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日、専決処分をしております。

次のページをお願いいたします。

平成28年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,139万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。



歳入でございます。

款1 使用料及び手数料の補正前の額1,050万円に補正額89万9,000円を追加し、1,139万9,000円とするものでございます。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、4 ページの歳入、5 ページの歳出、それぞれ補正前の額1,050万円、補正額89万9,000円、計1,139万9,000円でございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料、節1 市場施設使用料の89万9,000円につきましては、3月末までの水揚げ高を36億9,950万4,000円と見込み、この0.3%の手数料と、和歌山県信用漁業協同組合連合会に対する事務所の使用料30万円を合計いたしまして1,139万9,000円の見込みとしております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、節11 需用費の186万円の減額につきましては、施設の維持修繕料の実績に伴う減額でございます。

節25 積立金につきましては、歳入見込み額と歳出不用額で算出したしまして275万9,000円を増額し、1,025万9,000円とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第11号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第12号 専決処分（平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第5号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第15、報告第12号専決処分（平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第5号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 報告第12号について御説明申し上げます。

専決処分（平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第5号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

1ページをお願いいたします。

平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第5号）。

第1条、平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入につきましては、第1款病院事業収益、既決予定額22億1,908万4,000円から補正予定額1,807万1,000円を減額し、22億101万3,000円とするものです。内訳につきましては、第2項医業外収益、既決予定額3億2,758万6,000円から補正予定額1,807万1,000円を減額し、計3億951万5,000円とするものでございます。

支出につきましては、第1款病院事業費用、既決予定額22億1,862万3,000円に補正予定額3,827万7,000円を増額し、22億5,690万円とするものでございます。内訳でございますが、第1項医業費用、既決予定額21億9,437万8,000円に補正予定額3,827万7,000円を増額し、22億3,265万5,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額を3,919万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入につきましては、第1款資本的収入、既決予定額18億8,461万4,000円から補正予定額3,079万4,000円を減額し、18億5,382万円とするものです。内訳につきましては、第1項企業債、既決予定額7億9,800万円から補正予定額850万円を減額し、計7億8,950万円とするものでございます。第2項負担金、既決予定額8億3,581万4,000円から補正予定額2,229万4,000円を減額し、8億1,352万円とするものでございます。

支出につきましては、第1款資本的支出、既決予定額19億3,827万円から補正予定額4,525万1,000円を減額し、18億9,301万9,000円とするものでございます。内訳でございますが、第1項建設改良費、既決予定額19億2,004万4,000円から補正予定額4,330万1,000円を減額し、18億7,674万3,000円とするものです。第3項看護師等貸付金、既決予定額220万円から補正予定額195万円を減額し、25万円とするものです。

平成29年3月31日、町長名であります。

2ページをお願いいたします。

予算に関する説明書です。内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。

収益的収入及び支出でございますが、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額1,124万円の減額、目3負担金及び交付金、補正予定額683万1,000円の減額は、事業費確定による減額でございます。

支出でございますが、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、既決予定額12億3,677万2,000円に補正予定額3,827万7,000円を増額し、12億7,504万9,000円とするものです。

内訳でございますが、節16退職給付引当金繰入額3,827万7,000円を増額するものでございます。退職給付引当金につきましては、将来的な退職金の支払いに備えて年度末での負債額を計上するもので、年度末時点で在職職員が退職した場合の退職給付金を算定し、さらに退職手当事務組合での積立不足額が生じる場合は、その分も上乘せして金額を引き当てることとなっております。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、補正予定額850万円の減額につきましては、翌年度繰越額を含む建設改良事業費の確定によるものでございます。

款1資本的収入、項2負担金、目1他会計負担金、補正予定額2,229万4,000円の減額につきましては、企業債と同様、翌年度繰越額を含む建設改良事業費の確定によるものでございます。

支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、既決予定額6,647万円から補正予定額2,493万3,000円を減額し、4,153万7,000円とするものです。内訳でございますが、節1工事請負費で1,000万円、節2備品費で1,493万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。その要因といたしましては、節1工事請負費につきましては平成28年度において大規模な現病院の施設維持に係る補修工事がなかったことによる減額でございます。また、節2備品費につきましては、事業費確定による減額でございます。

目2新病院建設事業費、既決予定額18億5,071万8,000円から補正予定額1,836万8,000円を減

額し、計18億3,235万円とするものでございます。内訳につきましては、節1委託料1,132万円、節2病院施設整備費704万8,000円をそれぞれ減額するものであります。節1委託料につきましては、事業費の確定によるもの、節2病院施設整備費につきましては、翌年度繰越額を含む事業費の確定によるものであります。

款1資本的支出、項3看護師等貸付金、目1看護師等貸付金、既決予定額220万円から補正予定額195万円を減額するものでございます。就学資金等貸与の希望予定者を4名としておりましたが、平成28年度の貸与実績が1名であったことから減額させていただくものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第12号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開15時。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時45分 休憩

15時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第13号 平成28年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（中岩和子君） 日程第16、報告第13号平成28年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長矢熊さん。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 報告第13号平成28年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成28年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、平成28年度予算に計上している事業のうち、平成29年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載しております。

款2総務費の個人番号カード交付事業負担金から款9教育費の那智中学校屋内運動場改修事業まで20件の事業で合計金額15億393万5,000円、うち翌年度繰越額は8億1,201万7,000円で、財源内訳は既収入特定財源が8,850万円、未収入特定財源は国県支出金1億7,953万8,000円、地方債4億7,970万円、その他228万7,000円、一般財源6,199万2,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 1点だけお伺いします。

款7の土木費の道路橋梁費の朝日18号線、道路改良事業、これは去年の6月に補正を上げておりますね。その中に工事請負費で3件ある中の1件として総額1,450万円という金額が工事請負費に載っています。ここの繰り越しの明許費の中の950万円というのは進捗的にどんなものか、また何もやっていないのか、これ去年6月の議会の6月8日提出になってます、6月からほぼ8カ月以上の期間がある中で進捗をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 朝日18号線道路改良事業につきましてお答えいたします。

950万円につきましては、道路用地の地権者と町有地の等価交換が完了していないため、物件の解体や道路改良の工事が年度内に発注できなかったためでございます。今現在もまだ発注できておりません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 去年の6月の予算のこのときに、元課長の橋本課長が立派な図面をつけて土地は等価交換であります、建物の解体はうちでやりますという説明の中で、すぐにでもできるような説明の中で、これは消防署にとってもええことやし病院にとってもええことやさかという私らも期待しておったんです。毎回、あの道を通ると警備員がついて旗を持ってしゃる、かかるんかな、かかるんかなっていつになってもかからない。今課長言いましたように、

その等価交換がまだできてないとかそういう説明ですけども、この去年の6月の等価交換でやって、土地の費用は要りませんよ、建物はうちでやりますよというような形の中で、その等価交換がなぜできてないのか、その辺の理由を。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） お答えします。

今の地権者と当時交渉しておりました第三者がほぼ契約に至るところまで行っておったんですが、その後、費用の面で交渉が難航し、その買い取りの申し出をしておった方が一旦交渉をやめてしまいました。その後、また新たに今現在別の方が今の物件の地権者と交渉しておりますので、その交渉が進んで契約が済めば、その新しい方と交換の手続を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、楠本課長言われたように、土地の地権者との交渉が今後進むであろうというふうなことでありますけども、本当に今後これが予定どおり、これ恐らく一般財源だけですので、この29年に繰り越ししてやれるという見通しはついておるんでしょうね。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 確実にできるとは今の段階では申し上げられませんが、万が一開院までに間に合わないようであれば、29年度中に町有地の一部を拡幅して車が待避できるような改良を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第13号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 報告第14号 平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書について

○議長（中岩和子君） 日程第17、報告第14号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 報告第14号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、新病院建設事業でございます。予算計上額17億9,223万2,000円のうち、12億200万円を翌年度に繰り越すものであります。財源は、企業債4億7,560万円、他会計負担金4億7,560万円、県補助金2億5,080万円となっております。これは人工透析機能の追加に伴う設計の見直しにより、年度内の事業進捗がおくれたことが主な要因でございます。

なお、本体工事につきましては、地域の皆様の御協力のもと、おくれなく予定どおり進捗しております。

以上、地方公営企業法第26条の規定により報告いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第14号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第18、議案第46号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第46号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第46号朗読〕

今回の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の改正として行われた養子縁組里親の法定化に伴う改正と、また職員の育児休業等の一部を改正する人事院規則が制定され、育児休業の再度の取得ができる特別の事情、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情及び1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情の要件として、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えることの改正が行われたことにより、それに関連する所要の改正をお願いするものでございます。

資料として新旧対照表をつけさせていただいておりますので、そちらをごらんください。

第2条の2については、児童福祉法「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となるこ

とを希望している者」を「養子縁組里親」に改めております。

第3条第6号については、育児休業法第2条第1項のただし書きの条例で定める育児休業の再度の取得ができる特別の事情の要件として、第4条については育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情の要件として、また第10条第7号については1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情の要件として、それぞれ保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第47号 那智勝浦町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第19、議案第47号那智勝浦町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第47号那智勝浦町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について御説明申し上げます。

那智勝浦町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のとおり制定する。

今回の条例の制定につきましては、本町の条例等や法令で定められている各種行政手続について、従来からある書面による手続によらず、情報通信技術による電子的な手続でも可能にす



るため、条例の制定をお願いするものでございます。

近年の情報技術の進歩により、各種申請手続を書面によらずインターネット回線を使った電子申請で済ますことができるものが増えてきています。既に国や県で電子申請を行っている例としては、国税のe-Taxや県職員の採用申込手続等がございます。

今秋、この秋からですけれども、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度の本格運用が開始され、電子申請を利用したサービスが全国で開始されることから、町の行政手続においても書面だけでなく電子申請でも可能とするため、既に国や県において整備されている電子申請に関する法律や条例に倣い、本町においても条例を制定するものでございます。

なお、当面電子申請の対象となる手続ですけれども、児童手当等の手続、いわゆる子育てワンストップサービスと呼ばれていますけれども、この手続が予定されております。

次のページをお願いいたします。

条文でございます。第1条に趣旨が定められています。町における行政手続について、電子申請等が利用できるような規定を定めるとともに、町民の方の利便性の向上や事務の効率化を目的としております。

第2条には、条例上の用語の意義について定義してございます。第1号及び後述の第3条等にも規定されているとおり、この条例の対象となる手続については町の条例や規則で定められている行政手続であります。

なお、法令や県条例に基づいた手続についても町が主体となり、その手続において町条例や規則で定められているものについても対象となります。また、対象となる町の機関については第3号の規定のとおり、町の執行機関、水道事業及び病院事業に置かれる機関やその権限を行使できる職員となります。

第3条につきましては、条例等により書面で行うこととされている申請等を個別条例等を改正せずにそれらの申請等を電子申請等オンライン化できる旨を規定するものであり、これらのオンライン化された申請を書面等により行われたものとみなして、それぞれの条例等に適用するものとしております。

なお、手続の詳細については別途制定する規則により定めるものとし、電子申請の到達日については第3項に規定されているとおり、役場のパソコン等電子機器に記録されたときとする旨、規定しております。

また、第4項については、書面において署名が必要とするものについては、電子的な手段で本人が送信したものであると明らかにできる手段でもってかえることができる規定となります。本条例においては、公的個人認証サービス等による電子署名のほか、簡易な手続については識別符号や暗証番号を想定してございます。

第4条では処分通知等について、第5条では縦覧や閲覧に関する手続についても第3条の規定にあるような書面による手続をオンライン化できる旨を規定しております。

第6条においては、条例等において書面等により作成、保存することとされている台帳や登録簿について、個別の条例改正をせず、コンピューター等を利用してデータの作成、保存をも

ってかえることができることを規定したものでございます。

第7条では、町における行政手続等のオンライン化の推進を図るために、システム整備など必要な措置をとる旨の規定を設けております。特に第2項にうたわれているように、電子申請等取り扱いに当たっては、情報セキュリティー面について特に配慮する必要があることから、本町におけるセキュリティーポリシーや情報管理体制の見直しを引き続き実施していきたいと考えております。

また、電子申請の手続を実施するに当たり、第3項にあるように町民の方に利用しやすいように手続の簡素化や合理化を進めていくこととします。

第8条においては、条例後にどのような手続がオンライン化できたのかを町民の皆様に周知する方法を規定したものでございます。電子申請等が可能になった手続が発生した場合は、その旨を告示するとともに、インターネットのホームページ等においても適宜広報することを考えております。

なお、本条例の施行につきましては、附則に書かれているように平成29年7月1日からとしてございます。

説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 一番最初の目的のところですが、わかりにくいんだけど、町民の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするというんですが、先ほどの説明の中では書類申請だけではなくというような言い方もされておったというふうに記憶しているんですが、一方で今の段階では書類申請があるわけですね。お聞きしたいと思います。

あと、先ほどの説明でもその利便性を向上させる、例えば書類を書かずに、その画面だけを何か見てぼんぼんぼんと押していくのか、その際に最終的にはそれを本人とわかるためには何が必要かってマイナンバーが必要になるわけですね、多分そうだと思います。そこらのところをもうちょっと教えてください。今のところは書類申請が要らないのか、それですぐもうそういうふうの実施していこうと考えているのか、それをお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

従来からある書面の申請手続以外でも、情報通信技術、電子的な手続でも可能にするため、今回このような条例を制定するものでございます。先ほども説明させていただきましたけれども、当面は児童手当等の申請手続、子育てワンストップサービスと呼ばれておりますけれども、そのものについての申請が対象となっております。7月からは試行ということで、今秋には本格稼働になりますけれども、7月からの試行期間は書面と電子申請と二通りの手続が必要になってございます。

先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、これはマイナンバーカードを持っておられる方のみ対象となっております。その本人確認としては、もうそういうマイナンバーカードを読み取るような機械、パソコン、そういうのが必要になってきます。そういうことで、本人確認ができるようなものが必要としてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、今の段階では可能にするためにやりたいということなんですよ。実際はやっぱりそれもせないかん、これもせないかんということで逆に手間がかかると思うんです、今の段階では。それで、最終的には僕はこの持っていく方向は今の答えの中にもありましたけども、結局マイナンバーカードが必要になるんですよ、これを持っていなければできないんです。だから、持たせるためにいろんな措置をとるわけであって、利便性とかそういうふうに言われるけども、いかに国民一人一人にマイナンバーのカードを持たせるかということに行政のほうはそこを徹底してやりたいという狙いがあるわけですね、そういうふう思うんですが。

だから、今の段階では両方必要なんですよ、そこだけもう一回確認しておきたい。今の段階では書類申請も必要だし、その手続も2つの方法でやればやれるけども書類自体も必要、そういうことなんですよ。そこだけもう一回確認。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

この制度なんですけれども、やはりお仕事とかそういうところで役場の業務時間内になかなか役場へ訪れることができない方を対象としてこういう制度が設けられてございます。自宅でパソコンで申請できるというような利便性がございます。

先ほども申し上げたとおり7月から試行期間ということで、両方、書面と電子申請と二通りありますけれども、本格稼働になりましたら電子申請で可能となります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の行政の答弁のほうの中で、最終的にはパソコンで活用できると、ここが僕の一つ大きな問題があると思うんです。

この間、ウイルスの侵入によって、いわゆるこれを集中的に扱っている機構の中でさえいろ

んな問題起こってるんですよ、情報流出が起こっているんです。だから、インターネットになったら簡単にできるようになります、これはこの間中学2年生の子がいたずらをらして、これで侵入してウイルスを出してやってますよね、ストップさせるとかというようなことが。だから、こういうことがインターネットを使うことによって可能になってる、そうすると簡単に個人の情報が漏れるようになります。僕、これが一番怖いと思うんです。

ほんで、こういうコンピューター操作によって私たちの情報が、ほんでこれが集中的に管理されますようになると、前のときにも言いましたけども、徴兵制にぱんと出すときにスイッチ一つで名簿が回ってくるということも起こってきますし、ほんで何よりも心配なのが、私たちが自分でこれぐらいだろうと思っている以上のことが情報としてこの中に入ってくるんです。ここが一番問題だと思う。

そうしますと、今我々は共謀罪と言ってますがテロ等防止罪、こういうものが出てきますと、この共謀罪という名のもとにこういうマイナンバーが活用されてくる、そこで情報が調べられるようになる。そうすると、私たちの日本はこの共謀罪、それと戦争法の問題でまさに一人一人の国民が監視をされる、管理をされる、こういう社会になってくるということをよう覚えておいてほしいんです、これ大変です、こうなってきたら。

情報が管理されていて、一人一人がぱんと情報で操作されて、ほんまにそれになったときに今までの私たちが想像できなかった問題が……。

○議長（中岩和子君） 津本さん。

○10番（津本・光君） 済みません、出てきます。ということで、私は反対します。

○議長（中岩和子君） 反対討論ですね。

○10番（津本・光君） はい。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第48号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第20、議案第48号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君） 議案第48号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

〔議案第48号朗読〕

次のページをお願いします。

関係資料といたしまして、追加条文だけの記載となっておりますが、新旧対照表をつけさせていただきます。

本改正につきましては、震災時等における危険物の仮貯蔵、仮取り扱い等の安全対策及び手続につきまして、消防庁からの通知を受け、一部を改正するものでございます。この通知文の内容におきましては、震災時等におけます危険物の仮貯蔵、仮取り扱い等の安全対策及び申請手続に係るガイドラインといたしまして、製造所、貯蔵所または取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵、取り扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵、仮取り扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に策定するものとされており、本町におきましても南海トラフ地震等の発生による影響が懸念されている中で、手数料の徴収猶予または減免の措置により手続の迅速化を図り、より早い災害復旧を可能とすることを考慮したものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第49号 平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第21、議案第49号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第49号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,420万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,650万8,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額86億1,230万円に補正額で1,420万8,000円を追加し、計で86億2,650万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から款9の教育費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的欄、過疎対策事業を補正し、計の補正前の限度額17億5,492万9,000円に410万円を追加し、補正後の限度額を17億5,902万9,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の6ページの歳出について、それぞれ1,420万8,000円の増額をお願いしてございます。歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金330万6,000円、地方債410万円、その他100万円、一般財源は580万2,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額は580万2,000円の追加で、計は27億5,580万2,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目1総務債、節1過疎対策事業債は、町営バス購入事業について410万円の補正をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目10町営バス運行費、補正額で830万円の増額をお願いしてございます。

今回お願いしています補正につきましては、現在運行しております町営バスの色川線、太田線の2路線に新たに浦神、下里地域の路線を追加する経費でございます。平成27年10月に熊野交通の新宮潮岬線が廃止されたことにより、浦神、粉白地域の代替え方法として町において予約制タクシーにより地域住民の交通手段を確保していましたが、前日までの事前予約が必要であることなどから利用しがたい形態で、地元の地域から町営バス運行の要望がございました。

このことから、地元の区長さん方と数回協議を持たせていただき具体的な計画が見えてきたこと、また来年4月の新病院開院もあることから、それまでに運行開始できるよう組みたく、今回補正予算をお願いするものでございます。

節11需用費30万8,000円につきましては、停留所の標識作成経費で10本程度を予定してございます。

節12役務費11万8,000円につきましては、バス購入に係る手数料、保険料でございます。

節13委託料401万8,000円は、町営バスの運行業務委託371万8,000円と、バスラッピング施工業務委託30万円でございます。運行業務委託は、11月から3月までの5カ月分を計上してございます。

節18備品購入費385万円は、町営バスの車両購入費用でございます。

節27公課費は、自動車重量税でございます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節17海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金につきましては、事業費の10分の8を受け入れるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節13委託料の300万円につきましては、海岸漂着物回収処理事業委託で海岸の流木等の処理を重点区域において実施するもので、前年度に引き続きましてお願いするものでございます。補助金の内示がございましたので、今回補正をお願いするものでございます。

目2水産振興費、節19負担金、補助及び交付金の100万円につきましては、和歌山東漁協那

智支所に対するものでございます。

観光産業課関係資料をおつけしておりますので、そちらをごらんください。

那智漁港の荷さばき場の後ろの赤い部分にヒジキの保管庫及びフォークリフトの車庫を建設するものでございます。那智支所の総事業費は560万円で、そのうち補助限度額の100万円を補助するものでございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

7ページをお願いします。

歳入です。

款15県支出金、項2県補助金、目7教育費補助金、節8きのくにコミュニティスクール推進事業補助金16万8,000円は、モデルとして導入する色川地区におけるコミュニティ・スクールの実施経費として10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

項3委託金、目2教育費委託金、節3子どもの読書活動推進事業委託金31万8,000円は、子どもの読書活動推進事業に係る委託金を県から受け入れるものです。

同じく、節4学校司書の資質向上等に関する調査研究事業委託金42万円は、学校司書の資質、能力向上等に関する調査研究事業に係る委託金を県から受け入れるものです。どちらも詳しくは歳出にて説明いたします。

款17寄附金、項1寄附金、目4教育費寄附金、節1学校図書購入寄附金100万円は、町内の方から小・中学校の学校図書館への寄附金を受け入れるものです。

めくっていただきまして、歳出です。

11ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費です。こちらにはコミュニティ・スクールの関連と学校司書研修の2つの補正をお願いしております。コミュニティ・スクールでございますが、平成29年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6が一部改正、施行されました。教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会を置くように努めなければならないというものです。

これを受けまして、和歌山県では学校運営協議会を設置した学校と、それを支える地域住民や保護者等の連携、協働により社会総がかりで教育を実現する仕組みをつくり、これから3年間で県内全小・中学校にきのくにコミュニティスクールを設置していこうとしております。

お手元に配付しております議案第49号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）教育委員会関係資料をごらんください。

きのくにコミュニティスクールの仕組みを図示したものでございます。その中で学校運営協議会を設置しまして、地域住民や保護者等が学校運営に参画するものです。内容にあります学



校運営に関する基本的な方針の承認、学校運営に関する学校や教育委員会への意見の申し出、学校や地域の課題解決に向けた協議や熟議、課題解決に向けた地域や家庭への要請などを行うものとなっております。構成員は保護者や地域住民、コーディネーターや有識者などとなっております。

議案に戻っていただきまして、11ページの上段、節8報償費20万8,000円のうち学校運営協議会委員謝礼12万6,000円は学校運営協議会委員7人への報酬、講師謝金1万8,000円はコミュニティスクール研修会講師謝礼で1名分です。

節9旅費23万6,000円のうち2万1,000円は、研修会講師の派遣旅費です。

節11需用費14万6,000円のうち4,000円は、コミュニティ・スクール運営に係る消耗品となっております。

学校司書研修に係る費用です。学校司書は平成27年度から2名を採用し、小・中学校の学校図書館の環境整備や授業との連携などを行ってきました。全国的には30年ほど前から学校において活躍してきた学校司書ですが、和歌山県の小・中学校ではようやく配置が始まったばかりです。今回、県の委託を受けて、さらなる資質の向上を図ってまいります。

節8報償費のうち学校司書研修会講師謝金8万2,000円は、学校司書研修会の講師への謝金です。

節9旅費23万6,000円のうち21万5,000円は、学校司書研修会の講師旅費と学校司書等の先進地視察研修旅費です。

節11需用費14万6,000円のうち14万2,000円は、研修に係る消耗品となっております。

項2小学校費、目1学校管理費、補正額61万8,000円は、小学校の学校図書館の図書購入費です。小学校6校で調べ学習に使う図書を中心に購入を考えています。

12ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、補正額38万2,000円は、中学校の学校図書館の図書購入費で、中学校4校で小学校と同じく調べ学習に使う図書を中心に購入を予定しています。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、補正額31万8,000円は、子どもの読書活動推進事業に係る経費で、読み聞かせボランティア養成講座を開催します。現在、町内では7つのグループの皆さんが小学校や保育所、町立図書館などで読み聞かせ活動を行っています。平成19年度に養成講座を開催しましたが、新しく読み聞かせを始められた方も多くなってきたことから、講座の開催の要請がこれまでもありました。このたび、県の委託事業で講座を開催することになったものです。

節8報償費11万4,000円は、講師等の謝金です。

節9旅費18万2,000円は、講師等の費用弁償になります。

節11需用費2万2,000円は、講座に係る消耗品と告知用チラシの印刷費用となっております。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 7ページ目ですか、2点質問したいと思うんですが、ここで海岸漂着物回収事業、これは昨年度から引き続きということで、昨年度もこのような同じような形で提案されたのか一つお聞きしたいのと、これと関連して、これは那智の浜の整備に充てているものなのかということ、これをまず1点。

それから2つ目は、歳出の目10町営バス運行費、これについて、私これ減額されてましたから、年度当初でなぜ減額されたのかということ、これをここで質問しました。ほんで、改善すべきだということで、そこでは具体的にこうしますというお話はありませんでした。その中でなぜ実施の方向が出てきたのか、これが1つ合点がいかないです。中身は、前のときは1,100万円ほどの予算が組まれております、これは町営バス運行業務委託で出されています、今回新たに418万円を追加するという事なんですね。

それが1つと、先ほど地元地域からの要望があったというわけですが、この問題については以前にも話もしてますしここでも訴えをさせてもらってます。そういう中で、ここに至るこの区民の皆さんとの話し合い、もう少し具体的に聞かせていただきたい。それから、どこまでそのバスを走らせる予定なのか。

ほんで、私はもう一つは、この中で困難地域はここだけではないと思うんです、全町合わせてみたら、そのほかのところは考えていないのか。これをお聞きしたいんです。コミュニティーバスを走らせることが必要な場所が結構あると思うんですが、今浦神地区だけが出されたのが、考えるのであれば当初予算等で最初に言うべきだと思うんですが、なぜここが出てきたのかなど。基本的には賛成なんです、賛成なんですけども、前のときにそれ私言ってますので、何で減額した、以前は当初予算は減額で出てきてるんです、それがいきなりこういう形で出てきたのが、わずか3カ月の間でどう変わったのか、それを聞きたいんです。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

海岸漂着物に関する御質問だと思うんですけども、こちらの予算につきましては例年補助金の内示があつてから補正をお願いしているもので、例年どおりでございます。そしてまた、那智の浜の清掃についても使っているのかという御質問ですけども、こちらについては重点区域というのが那智、そして弁天島、おじゃ浦、宇久井海岸となつてございまして、そちらのほうの大型の流木等の船の運航に支障のあるような大型のごみに対しての清掃を重点的に行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

当初予算で減額されているのはなぜかということで、1つそういう質問でございました。当初予算の計上に当たっては、実績に合わせて計上してございます。実績としましては、平成

27年度は5名程度で、平成28年度の実績は1名程度でございました。そういうことで、当初予算の計上については実績に合わせて計上しているものと考えます。

2つ目の具体的にこうしようと出てきたのはということの質問でございました。これは平成29年度の当初予算時においても予算の計上を検討しておりますけれども、当時その運行開始時期と路線が未確定、またそれに伴います明確な経費が算出するのも難しかった、またもう一つは年度内に走らせて、その後新病院の開院時に路線や時刻の変更などを行わなければならないのではということ、住民の方に混乱を招くおそれがあるのではというようなことで検討した結果、当初予算の計上を見送って補正で対応していこうかというようなことで考えてございました。

また、要望があったのかということですが、町政懇談会等で幾つかのそのような要望を地元地域からの要望がございます。また、総務課へもそういう要望がございました。

もう一つ、困難地域はここだけではないのかというような質問でしたけれども、浦神、下里地域におきましては熊野交通の路線バスが撤退したということで交通手段がないということで、当時は交通手段の確保ということで予約制タクシーがいいのではということで課のほうで検討し、導入したわけですが、今後、こういうことで浦神、下里地域におきまして路線バスを導入することによって他地域との整合性ということも懸念されるところですが、今後、現時点では熊野交通さんが路線バスで運行されている地域については少し町営バスの運行ということに関しては困難というか難しい状況でございますけれども、今後ですが、地域から最寄りのバス停までの運行等、可能な限りの対応を今後検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） もう一点、このやつは浦神のところどこまで走らせる予定なのかということ。国道だけなのか、奥のほうまで入っていくのか、そこらあたりはどうなのでしょう。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 路線についての質問でございます。

路線については、地元の浦神、粉白、下里区長さんと総務課と協議を持ちまして、総務課また区長さんには地元へ持って帰っていただいて、地元の意見も聞きながらそれぞれ合わせていただいて、現時点では浦神東からですが走らず予定で、それからずっと国道を走っていきまして、そして粉白のところの中へ入っていく、そしてまた旧保育所の前を通過して、ずっと高芝の中を通りまして、それから旭橋を通りまして、1つは清水内科へ行くということを目的として清水内科の前を通らせていただいて、その後下里天満まで行って折り返してきて、それから下里出張所のほうへ最終的に来て、太田線とそこで接合するというような計画で今現在考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 私も1点、10ページの町営バス運行について、これは先ほど課長言われたように平成27年10月から勝浦一串本間がなくなって、そういったことを踏まえての計画であるという前々からの説明であったと思います。

これについては私も理解しておりますが、今コースどこからどこまでだということになったら、浦神東から下里天満を経て下里までということですけども、これは太田線と連携するわけですか、連携して勝浦まで来れるようにするわけですね。ですから、太田からおりてきたのに時間を合わせようとする、そうなったときに1日何便の運行がなされるものか、1点と、それから何人乗りのバスを予定しているのかということをお伺いします。

それから、地元要望の中で出てきたと、そして今総務課長言われた中では新病院開設もあり、このようなバスを準備したということではありますが、この新病院開設ということになったら、これ地元にもこういう話はしているんですか。これ交通のバスが、熊野交通がないから、ここは新病院まで行くというコミュニティーバスにしようかと考えだと思んですけども、やはりこの新病院へ行くというのは那智勝浦町全域を考えてやっていただかなければ。

例えば、うちの地区であれば高津気、狗子ノ川、ニュータウンがあります、私も現職のときは高津気地区へ行って地元説明へ行って走らせてほしい、どこへ行くんだ、そやかいうて、国道ではバス、熊交が走りやるから、そうしたら宇久井の駅でおりののか、中山医院まで行くのか、町立病院までどうやって行くんだ、そういう説明をした中でいろいろ話をさせてもらったことがあります。

そういった、今高齢化が進んだ中でお年寄りが多いんです、そしたら例えばニュータウン、お年寄り、自転車でもそうですけど、おりてきたら次上がっていけません、あの急な坂で。大勝浦でも那智の郷でも同じことだと思うんです。バスがあるからバス停まで歩いてきたらいいんやということで済まされるもんやないと思うんです。そういったことも踏まえて、やっぱり買い物難民も救済していくような考え方もしていただきたいと思います。

ましてや、今JAと組んで「とくし丸」が2台走っておりますが、それは太田、浦神方面と色川、浜ノ宮方面に行ってます。そういったことも踏まえて、やはり買い物難民を救済するためにはどういうことをしたらいいんか、またそういった解消をもとに、それから新病院ができるからとあってこれ1台だけ、例えばこの380万円やったらよくて9人乗りぐらいのものじゃないですか、そういったものも踏まえて、やっぱり患者さんが通院、また見舞いの方が来られるようなコミュニティーバスを町内全体で考えるのが筋だと思いますので、今見やったらこれ来年の3月にもう完成するんですよね、新病院、今6月にこの予算をとって運行が11月、11月から3月までの5カ月と言いました、それが6月から11月まで準備期間あるわけなんです。そしたら、今の新病院にはこの1台しか、それから色川、太田線のこの3台しか動ける余裕がないんです。もっともっと全町を範囲にしたコミュニティーバスという考え方をもっと考えていないのかどうか、お聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

1つは運行回数の質問だったかと思います。現在、太田線は3往復運行してございます。今回の浦神一下里線もそれに接続していくというような計画で進めてございます。この運行回数なんですけども、もう少し課内でも3回から4回するとかそういうことも可能かなとかというの現在も検討してはありますが、今の時点では3回ということで考えてございます。

また、接続、課内で考えているのは下里線、太田線に接続していくということで、太田線に乗っている方も下里の清水内科に行かれる方もおるのかなというような想定の中で、逆に今度太田線から下里線へ乗ってくるということも想定してそういう接続ということを考えております。

それと何人乗りのバスかということで、現在予算に計上しているのは色川、太田線のバスと同型の14人乗りのハイエース、それを考えてございますけれども、今後の執行に当たっては、その後いろいろな業者さんのアドバイスとか受けながら、もう少し下里の町なかを走って行くのであれば小さいほうがいいんじゃないかとか、乗らないのであればもう少し小さ目のほうが利便性がいいんじゃないかということもアドバイスを受けて、執行に当たってはもう少し小さいのということも考えなければならぬかなとは思っております。

それから、新病院開設に合わせてということで他の地域との整合性になりますけれども、先ほども説明しましたけれども、現在宇久井のほうについては、また那智谷についても熊野交通の路線バスが運行されておまして、それと競合していくという路線に関してはなかなか町営バスの運行が難しいということがあります。

ただ、先ほども言いましたように、宇久井のほうでございましたら狗子ノ川、高津気、ニュータウンですか、あの辺からの交通の便がないということで課内でもどうにかならないかなということで熊野交通さんのほうへも聞きに行ったりとかもしながら、宇久井までのバス停の運行であれば可能であるのかなというような返事もいただいております。例えば、宇久井を例に挙げましたら県営住宅あたりも交通の便がないということで、そういうのもぐるっと回っていけるようなコミュニティーバスの的なものができるのであれば、そういうことも今考えてございます。

また、先ほど言いました勝浦地区についても、大勝浦とかそういうところも交通の便がないということで木戸浦あたりから大勝浦を回ってこちらの新病院へ来れるというような路線もどうにかならないかなというのは課内のほうでは今検討してございます。新病院開院までそういうことが可能になるかどうかわかりませんが、そういうことも今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 太田線3往復に対応すると、太田から下里、清水内科へ行くにもこれを利用できるじゃないかということと言われてはありますが、下里、浦神から太田向いて行けるんですか。これ3往復になると、色川、太田から来る便も間に合わせ、勝浦から色川へ行く便に

も間に合わず、6便を走らす予定なんですか。

それが1点と、それから新病院開設のバス、宇久井とか勝浦、いろいろ町中走らせようと思ったら熊野交通との兼ね合いがあって難しいということ。これを今後熊野交通と協議して、今の路線バスの熊野交通が病院まで入ってもらえるような話し合いをしてやれば、町民もその都度その都度に乗っていただけますよね。そういった話、今勝浦の駅から医療センターへ入ってますやないですか、新翔へ行ってますやないですか。そういった路線を熊野交通とってます、だったらうちもそういう話し合いをして、路線バスについて話をし、やっぱりそういったこの新病院のほうへも路線バスが入ってもらえるような協議をしたら走れるんじゃないですか。

このような形で協議してもらって、町がみんなが平等な形で利用できるようなコミュニティバスを運行していただかないと、やっぱり町民としては、なぜうちのほうが行けんのなということがありますし、そういったことを今後考えていくという形もありますか、中で。早急しなければ、これ今6月に予算をとって11月、5カ月かかるんです。そしたら、今度3月に向こうが工事完成して検査して診察するとなったら新年度からになるでしょう。それに間に合わずんやったら遅くなってきます。だから、早く協議を進めていって、ほんで町の全体がそういった利便性をもらえるような形をとっていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

先ほど太田の路線に乗ってる方が下里のほうへ来れるのか、6便要るのかということで、そういう質問だったと思いますけれども、下里出張所で接合したときに太田線はそのまま勝浦へ行っていただいて、下里線については戻っていただくというようなことで、戻っていくときに太田の、もし清水内科とかそちらのほうへ行く方があればそれに乗ってまた戻っていくというようなイメージでございました。

もう一つは、先ほども熊野交通さんとの協議ができてない、そういうことができてないかということで、今後そこまでの協議は課内でもできてなかったもので、とにかく他の地域、交通手段のないところに町営バスを走らせていけないか、どうにかならないかというようなことで検討したところで、まだ議員おっしゃられたような熊野交通さんとそういうところ、新病院までというような考えがまだついてなかったんで、今後また課内で一度検討させていただきます。新病院開院に間に合うかどうかわかりませんが、そういうことも可能かどうか一度また業者さんとも話し合いを持たせていただきまして検討させていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ぜひとも、そういった広い目で見ると町民皆平等な形で利用できるように、今総務課長言われたのは、太田線が来て、それに接続したバスの中で勝浦へ向いて行く人と、太田の人もその帰りのバスに乗って下里、浦神へ行く、それに利用できる。ほんで、この下里、浦神から来た人は、太田の今の太田の郷、あそこへ行こうと思っても行けんのです。勝浦から来るバスを待たなあかんのです。

それやったらもうちょっと、この3便やったら、どうせ1日動くんやったら時間あるでしょう。そういった計画もした中で連絡も上手にせなんだら、ただ単に3便行って帰ってくるだけじゃなしに、その中で上手に利用できるような方向性をもっと協議していただきたいと思います。

また、町長もぜひともこの新病院の建設に、完成に当たっての暁にはそういったコミュニティーバスが町内各地で利用できるような運用を計画していただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議員おっしゃられたとおり、全地域でそういう運用ができるように今後検討していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今の町営バスに関連してまたお尋ねしたいんですけども、これまでも何回か質問させていただいて、27年10月に始めるときにもその予約タクシー制度ではお年寄りなかなか利用できないですよというようなことでいろいろ質問もさせてもらったんですけども、そのとおり27年は5回ですか、そして28年がさっき1回の利用と言ったんですか。そうした中で、29年の当初にも全然上げずに、予算は16万2,000円、そのタクシー利用のあれだけを上げていたわけです。ですから、こういう状況になってくるのがもう目に見えてあったと思うんです。

ですから、前に質問したときも、その病院の開業に合わせて検討すると町のほうで回答してくれていたわけなんですけども、その後検討する中で、その地域公共交通会議ありますね、それはどのような検討をして今度この予算を上げるようになったのか、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

議員おっしゃられたとおり、平成27年度は実績が5件、それから28年度は1件ということで、こういうことで結果がわかってるのに何で当初予算で計上しなかったのかというような質問でございました。

当初予算編成時においてもですけども、予算の計上については課内で検討してございまして、検討しておりますけれども、先ほども言いましたとおり新年度内の途中に運行を開始し、またその後新病院開設の、来年4月になるんですけども、そのときに路線の変更とか時刻の変更などを行わなければならないことが出てくるのではということで、利用される住民の方に混乱を招くおそれがあるのではということで、もう一つはその運行時期とか路線等が未確定であり、明確な経費の算出するのが難しかったという2点のことで、このときは当初予算のほうは計上し、もう補正で対応していこうかということで考えておりました。

その後、新年度に入りまして、区長さん方と協議しながらどういう方向で行ったらいいのかということも協議したことで路線等もどういうふうに行ったらいいかというようなことが見え

てきましたので、補正で対応させていただこうかということで今回補正を上げさせていただきました。

また、先ほど言いました地域公共交通会議については現在開いてございません。路線等、今後案が固まりましたら地域公共交通会議のほうにかけまして、了解をもらうような格好になるかと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今、総務課長言ったように、慌てて11月から3月まで仮に走ったとして、そしたらまた4月に路線とか時間とか変更せなならんですよ、そしたら混乱しますよね。当初でやったのも今やるのも11月からやるのも一緒ですよ、そういう問題が出てきますよね。

そして、その地域公共交通会議、これまでの答弁、これへ諮って、こういうことについては十分協議しながら進めますということで町のほう答弁しているんですけども、まだこの会議これから開くということなんです。順序おかしいと思うんですけども。先にこれを開いて、こういう住民の皆さんの意見があるんで、今後こういうふうには検討したいというふうには持っていくのが筋だと思うんですけども、その点、順番が違っているように思うんですがいかがですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

当初予算計上時に混乱を招くのではということで、そういうことで懸念があるということであのときは予算計上を見送っておりますけれども、そのときの計画といたしましては太田線に接続するとかそういうことが予定されていなくて、下里線にそのまま、勝浦のほうへ来てというようなことで計画をされていたみたいなんです。

ですから、今回太田線に接続するというので、太田線の時刻は変わりませんので特に今回混乱を招かないのではというようなことで、区長さん方も協議しながら混乱を招かないということでそういう方向でさせていただいております。

もう一つは、公共交通会議については順番が逆じゃないかという指摘でしたけれども、今後6月にはすぐにもう公共交通会議を開いていくようなスケジュールでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今まで皆さんの質疑を聞いた中で、開院に合わせて町全体を考えた中でそのコミュニティーバスを走らせると、そういうようなことで地域公共交通会議、それを開いて意見を聞いてあげていただきたいと思うんです。そうした中で病院開院に向けてできるだけ早期に利便性を図っていただきたいと、皆さんの利便を図れるような方法を考えてやっていただきたいと思いますがいかがですか。まずは町長お答えいただけたら結構ですけど、町長。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 地域公共交通会議については、ある程度こちらの下資料を備えた上で臨んでいくというのが早い道かなと。一から始めて、最初からどうですか、何も資料は持ってきて



ませんがというわけにはいかないで、そういう意味では十分地域とも協議をした上での結論を持って、それを地域公共交通会議の中で反論されるか同意されるかということは、今度会議に委ねるところでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 資料を持って地域公共交通会議に諮るのは当たり前のことなんです。ですから、これ今もう既に出されてきているんで、計画というのを。この計画を出す前に地域公共交通会議で意見を聞いて、それでどういう方法がええかということ、言うたらいろんな資料を出して、そして議会のほうへ予算として上げるのが筋だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 予算上、先に計上するということは、別に時間的にスケジュールをこなしていく上ではいたし方ないかなということでございます。そういう中で、特に問題が発生するとは考えておりません。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 僕もバスのことなんですけど、今回その場しのぎのような形でやったような感じになるんですけど。ほんでまた。乗り継ぎとかそういうの本当にあつたら不便でしょう、使い勝手悪いです。若い人って車持ってますよね、お年寄りが病院へ行ったり、交通の難民になってある人が乗り継ぎとかそんなやつたら使い勝手悪いです。当局側も苦労しているのわかるんです。

だから、この予算は僕も一応認めますけど、もっと病院を開設したとき、ほんでまた今後お金かかってもやってよかったなど、してもらってよかったなど町民喜んでくれるような事業にしたってほしいです。乗り継ぎとかそんなやつたら、使い勝手悪かったら使ってくれませんか。使い勝手のええように。大変難しいでしょうけど。ここやったらここもどうだとか、細かく苦情も言ってくる人もあるでしょうけれど。ここもうちょっと本当に使い勝手、お金をかけてもみんなええやないかと言うぐらいの計画をよく練ってください。

ほんで次、図書のことなんですけど、1点聞きたかったんですけど、調べ学習に図書を購入するということですよ。この調べ学習というのはどんなもんかわからんのやけど、本当に子供たちが読みたいと思いやる図書なのか、この図書の選択です。確かに図書の好きな子供で、こんな本読みたい、こんな本読みたいと、しかしながらなかなか購入までようせんと。

ほんで、確かにこの地域、朝日におる子、また天満、ここら辺の子は図書館行けるんです。ほんで、図書館に行けん、下里とか太田とか行きにくい地区の人があるでしょう、それを小・中学校で買うんですから、どうせ買うなら子供たちに買ってもらってよかったと喜んでもらえるような図書、希望を聞いてみたってええんじゃないですか。大人が勝手にこんなんがええやろというのとまた感覚が違うかもわかりません。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） お答えいたします。

今議員申されましたように、子供の読みたい本、本の選択でございます。今回、寄附の申し出をいただきまして、私どもの学校司書、今2人おりますが、その司書がまず各学校の図書の状態を調べさせていただきました。そして、今回、今調べ学習と申しましたのが授業で使える辞典類等を中心に整備していきたいというものでございます。

町内それぞれの学校でやっぱり整備状況が10校違います。そうした中で、まず最低現こういった本についてはそろえておきたいというのをまず中心に選ばさせていただきました。それとあわせて、読み物でありますとか子供たちに人気のあるような本というんですか、それらも含めてあわせて整備をさせていただきたいと今考えております。

学校司書のほうで、今それぞれの学校の図書の状況というのを把握、2年間頑張っておりますので、そうしたデータをもとに今整備の予定を立てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊さん。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 乗り継ぎに関する質問であったかと思えます。

これについては、同じ時間にですけども、もう町営バスが下里から勝浦までよく似た時間帯に走るようになります。こういうことで走るの効率が悪いのではないかと、逆に言いますともったいないんじゃないかなということでこういう乗り継ぎという方法を考えております。この方法に関しましては、地元の浦神、下里区長さんとも協議しながら、これで区長さん方もいいですということで返事をいただいております。

先ほども言いましたとおり、2台をうまく活用するほうが効率的にいいのではというような課内での協議の結果もそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 図書の教育委員会はいいですけど、乗り継ぎって現実仕方ないからそないして行きやる。たった浦神から勝浦まで来るのに乗り継ぎがあるって、普通面倒くさいでしょう。

ほんで、費用のこともあるし最低限乗り継ぎで我慢しようかと、一旦これでいいですよ。でも、今後病院できた中とかコミュニティーバスという考えもあるでしょう。そんなときに、ほんまその事業にお金かけてでもよかったなという町民に喜んでもらえる、使い勝手悪かったら悪いです。そんな予算に関しては議会も認めてくれると思います。いろんな難問もあるでしょうけど、頑張ってください。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 僕も関連して町営バスのことなんですけど、町営バスを買われるに当たって、そのルートで清水内科さんと、その後の乗り継ぎの後で町立新病院に行かれるということなんで、そのバスに身体障害者の方とか車椅子とかそういう利用ができることは検討された

のかなということをお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊さん。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

身体障害者の方とか乗れるようなバスになっているかというような質問でございましたけども、現在そこまでのことは考えてございませんでした。可能であれば、そういう装置のついてあるのもいけると思いますが、予算の関係でどうなるかわかりませんが、一度検討させていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） せっかくこれから先太田線のバスも買いかえるときになったらそういう検討をして、どこからでも病院へ通える、例えば車椅子で。今回新しく買われるんやったらそういうことを検討されて、別に車椅子で乗り継いで、太田線から来るバスも新たにかわったときには車椅子使えるような検討もぜひしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第50号 町道の路線認定について

日程第23 議案第51号 町道の路線認定について

○議長（中岩和子君） 日程第22、議案第50号町道の路線認定についてから日程第23、議案第51号町道の路線認定についてを一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第50号について御説明申し上げます。

〔議案第50号朗読〕

添付しています平面図の1枚目をごらんください。

国道42号を勝浦から太地方面に向かい、二河川にかかる二河橋を渡ったすぐ右に入り口がございます。これは、国土交通省が那智勝浦道路を川関から市屋まで施工する際に二河川沿いの民地を借地して道路を建設し、国道から二河橋ノ前地区までの間を工事用道路として使用していたものです。

この工事用道路は、国土交通省が那智勝浦道路事業完了までに撤去し、原状回復するという借地契約でしたが、地権者から紀南河川国道事務所宛てに道路の状態のままにしておく申し出がありましたので町道認定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、添付しています平面図の2枚目をごらんください。

赤色の実線が引かれているところまでが町道に認定する範囲です。やや左上にも道路平面図が描かれておりますが、赤色実線の矢印からその先約65メートルの間は同一地権者の土地でありまして、何度か交渉を試みましたが道路の状態のままにしておく同意が得られず、借地契約どおり国土交通省が道路を撤去しまして、今現在は空き地のような状態となっております。

続きまして、議案第51号について御説明申し上げます。

〔議案第51号朗読〕

添付しています平面図をごらんください。

図面右上、二河橋ノ前地区の那智勝浦道路のすぐそばあたりで、町道二河線仙長線から分岐したところを基点としまして図面左下まで伸びています赤色実線の矢印までが町道に認定する範囲でございます。なお、平面図左下矢印から先は、先ほど議案第50号で説明申し上げました道路のままにしておく同意が得られなかった地権者の土地でございます。

したがいまして、今回道路として存続させる同意を得られなかった地権者の土地を挟み、2カ所に分けて町道認定をお願いするところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第50号から議案第51号にかけて一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今、建設課長から説明がありましたように、1カ所民地の同意が得られないということで、これつながったら非常に使い勝手のいい町道になったわけですけど、非常に残念です。

ここの地権者さん、私知人でよく存じてますけど、寺本町長も多分知ってられるんじゃないかと思うんですけど、お聞きしたところ、前の建設課長が話に行ったけどもけんもほろろに断られたということなんですけど、担当課長が1回、2回行ってそういうこともあろうかと思えますけど、そういう難しいところなんかはできたら町長がじかに行って説得を試みるとかそう

いうことをやるべきだと思うんですけども、町長、その辺されなかったのかということでお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） いろいろあります。行っても断られるということも色川でもありました、大野線でありますか。私も \_\_\_とも接触してます、いろいろ話ありました。ところが、なかなかあそこは自力で橋もかけ、なにもしたところで、特に私と \_\_\_のところでは協力というよりも我がところの地所を守っていききたいというのが答えでございました。

以上で私もそれを無理強いに何とかということも個人の意見を尊重してやるべきかなということで、当然そこでは交渉はしましたけれどもなかなか至らなかったということでございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 個人名出してほしくなかったんですけども、せんだって別のことで、今二河は町の水道事業でも新たな水道管の布設ということでやって、それに関して直接その方、その方の土地も水道管が通る、通らないという不満がありまして、それについてこの間町長が単身に説得に来られたということで、その方はよう来てくれたということで、同意はすぐはされなかったみたいですけども、そうやって担当課長が行ってあかなんだ場合、直接町長が交渉して腹を割って話をしたらやっぱり何らかの合意が得られる可能性もあると。

道路に関しては、やっぱり御本人もって言い分を聞いてほしかった部分があるということ、なかなか担当課長には言ったけど通じなかったという部分もあるので、町長が先ほど接触はしてくれたということだったんですけど、非常に残念、もうちょっと話を聞いたらいけたんじゃないかなという気もするんでこういう質問をさせていただいた、ちょっと残念です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 仮設、作業用道路をつくる時もそういうことは \_\_\_ともいろいろと、名前を実際に出すのを控えなあかところですが出てしまいました。そういう中で、地権者の方にはそういうところから話はしたことあります、なかなかそういうところでは自分ところの地所の大切さというんですか、そういう意味もよくわかりますし、私としてもそれ以上のことをするわけでもなしに。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題になっています議案第50号から議案第51号については、さらに審議を深める必要があるため、建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、議案第50号から議案第51号は建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（中岩和子君） 日程第24、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから日程第25、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦について、一括して御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

〔諮問第2号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき法務大臣の委嘱によるものでございますが、同法第6条第3項において、市町村長は議会の意見を聞いて法務大臣に人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定してございます。

諮問第1号、大江政典氏につきましては、平成29年12月31日をもって任期満了となります汐崎佐氏の後任として推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。大江氏は、平成28年3月まで那智勝浦町職員として奉職され、町人権尊重推進委員会事務局長、福祉課長を歴任されました。今回、人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、新たに推薦するものでございます。

諮問第2号、城本和男氏につきましては、平成29年12月31日をもって任期満了となります上田悦子氏の後任として推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。城本氏は、平成29年3月まで那智勝浦町職員として奉職され、町参事、総務課長、税務課長を歴任されました。今回、人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、新たに推薦するものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は平成30年1月1日から3カ年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 諮問第1号から諮問第2号について、一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は諮問ごとに行います。

諮問第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について適任者として答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

諮問第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第2号について適任者として答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

時間延長をします。

〔16時49分・時間延長〕

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 発議第2号 那智勝浦町議会事務局設置条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第26、発議第2号那智勝浦町議会事務局設置条例の一部を改正する条例を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 発議第2号について御説明いたします。

提案理由ですが、本条例第2条の引用条例である那智勝浦町職員定数条例の条例番号に変更

があったためでございます。

資料として、新旧対照表をつけさせていただいております。

改正前は、括弧書きの線を引いているところですが、昭和44年条例第4号、それが平成17年条例第22号と改正後はなります。この時点で全部改正されておりましたので、この時点で改正すべきところが改正されていなかったということによりよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時51分 散会